令和２年３月10日開催

於：真田中央公民館　大ホール

令 和 元 年 度

第８０回 通常総代会議案

長野県神川沿岸土地改良区

（水土里（みどり）ネット神川）

目　　次　（1）

議案番号	件　　名	ページ
議案第１号	平成３０年度事業報告及び一般会計、特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）歳入歳出決算並びに財産目録の承認について	1
	監査報告	17
議案第２号	令和元年度一般会計歳入歳出補正予算（第1回）の専決処分の承認について	18
議案第３号	令和元年度農地転用決済金特別会計歳入歳出補正予算（第1回）の専決処分の承認について	21
議案第４号	長野県神川沿岸土地改良区定款の一部改正（案）について	24
議案第５号	長野県神川沿岸土地改良区総代選挙規程の制定について	39
議案第６号	長野県神川沿岸土地改良区役員選任規程の一部改正（案）について	46
議案第７号	長野県神川沿岸土地改良区規約の一部改正（案）について	51
議案第８号	長野県神川沿岸土地改良区利水調整規定の制定について	62
議案第９号	長野県神川沿岸土地改良区監査細則の全部改正（案）について	66
議案第10号	令和２年度　主な事業計画（案）について	69

目　　次　（２）

議案番号	件　　名	ページ
議案第11号	令和２年度賦課金の賦課基準及び賦課徴収（案）について	70
議案第12号	令和２年度現金の預入先指定（案）について	71
議案第13号	令和２年度一般会計歳入歳出予算（案）について	72
議案第14号	令和２年度農地転用決済金特別会計歳入歳出予算（案）について	77
議案第15号	令和２年度職員退職給与金特別会計歳入歳出予算（案）について	78
議案第16号	令和２年度左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計歳入歳出予算（案）について	79

議案第１号

平成30年度事業報告及び一般会計、特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）歳入歳出決算並びに財産目録の承認について

平成30年度長野県神川沿岸土地改良区事業報告及び一般会計、特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）歳入歳出決算並びに財産目録は、次のとおり承認を求める。

令和２年３月10日　提 出
令和２年３月　 日　議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長　小　市　邦　夫

平成３０年度 事 業 報 告

第１．地区及び組合員の状況（平成31年3月31日現在）

１．地区面積の状況　（単位：ha）

事　業　別	本年度末	前年度末	比較増減	備　考
かんがい排水（田）	828.0	834.6	△ 6.6	
畑地かんがい等	372.3	373.6	△ 1.3	
合　　計	1,200.3	1,208.2	△ 7.9	

２．組合員の状況　（単位：人）

市別組合員	本年度末	前年度末	比較増減	備　考
上　田　市	2,875	2,889	△ 14	
東　御　市	873	877	△ 4	
合　　計	3,748	3,766	△ 18	

第２．事業の概要

１．県営かんがい排水事業「菅平地区」

(1)事業内容　洪水放流施設更新工事　水管理制御施設更新工事
小水力発電施設実施設計業務　　取水施設改修工事

(2)事業費内訳　30年度事業費　200,000千円
財源内訳　　市分担金　6,736,509円（上田市）
市分担金　3,013,491円（東御市）
改 良 区　6,500,000円

２．県営かんがい排水事業「神川左岸地区」【農業水路等長寿命化・防災減災事業】
29年度まで【基幹水利施設ストックマネジメント事業】

(1)事業内容　横沢第３サイフォン管路工事 Ｌ=68m（Φ800）

(2)事業費内訳　30年度事業費　40,000千円　受益者分担金7.5% 3,000千円
財源内訳　　市負担金　1,515千円　（上田市）
市補助金　3,485千円　（東御市）
改 良 区　3,000千円

３．維持管理適正化事業「堀越堰畑かん地区」

(1) 事業内容　ポンプ施設改修工事負担金

(2)事業費内訳　30年度事業負担金　1,944千円　受益者分担金 1,944千円
財源内訳　　市補助金　1,944千円　（上田市）

４.施設の維持管理

(1)　管内のかんがい施設及び左岸幹線水路外14堰の維持管理については、田植え時期の少雨による水不足の影響があったものの、ダムからの適切な放流調整により農作業への影響はほとんどなく、需要期における水不足等の問題の発生に至る事はなかった。

(2)菅平ダムの維持管理については、菅平ダム発電管理所と水利用者との連携を取り合いながら適切な運用を図り、円滑な用水の供給が行われた。

(3)施設の補修等については、左岸幹線水路頭首工土砂撤去工事、岩下堰頭首工土砂撤去工事、堀越堰頭首工土砂撤去工事等の改修を行った。さらには八幡秋和堰地区については県単農業基盤整備事業として補助を取り入れて整備した。

(4)当改良区の一級河川信濃川水系　千曲川支川神川の菅平ダム及び15堰の10年間の水利使用許可を得たので、全15堰の各堰組合長から指定された頭首工付近に水利使用標識板を設置した。

第３．事務等の経過

１．総代会の開催状況

・第79回通常総代会

(1)開催日時　平成31年3月12日　午後2時から

(2)開催場所　真田中央公民館　大ホール

(3)出席者数　現在員数78人　出席者数74人　欠席者4人　　出席率95％

(4)議事事項

議案第１号　平成２９年度事業報告及び一般会計、特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）歳入歳出決算並びに財産目録の承認について
監査報告

議案第２号　平成３０年度一般会計歳入歳出補正予算（第1回・第2回・第3回）の専決処分の承認について

議案第３号　平成３０年度農地転用決済金特別会計歳入歳出補正予算（第1回）の専決処分の承認について

議案第４号　平成３０年度左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計歳入歳出補正予算（第1回・第2回）の専決処分の承認について

議案第５号　土地改良区財産の処分について

議案第６号　平成３１年度　主な事業計画（案）について

議案第７号　平成３１年度賦課金の賦課基準及び賦課徴収（案）について

議案第８号　平成３１年度現金の預入先指定（案）について

議案第９号　平成３１年度一般会計歳入歳出予算（案）について

議案第10号　平成３１年度農地転用決済金特別会計歳入歳出予算（案）について

議案第11号　平成３１年度職員退職給与金特別会計歳入歳出予算（案）について

議案第12号　平成３１年度左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計歳入歳出予算（案）について

上記の12議案について審議、全議案とも原案どおり承認及び可決されました。

２．理事会の開催状況

第1回理事会

(1)開催日時　平成30年4月24日　午後3時00分から

(2)開催場所　真田地域自治センター　3階　講堂

(3)出席者数　現在員数12人　出席者数11人　欠席者1人

(4)議事事項

議案第1号　平成30年度一般会計補正予算（第１回）専決処分について

議案第2号　平成30年度左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計補正予算（第1回）専決処分について

・長期滞納処分者の絞込みについて

・役員研修の実施について

第2回理事会
(1)開催日時　平成30年7月17日　午後1時30分から
(2)開催場所　真田地域自治センター　3階　講堂
(3)出席者数　現在員数12人　出席者数10人　欠席者2人
(4)議事事項
議案第3号　平成29年度事業報告及び一般会計・特別会計決算について
議案第4号　不納欠損処理について
議案第5号　平成30年度一般会計補正予算（第２回）専決処分について
議案第6号　平成30年度農地転用決済金特別会計補正予算（第1回）専決処分について
議案第7号　未納賦課金の滞納処分請求書の提出、並びに滞納処分執行理事の選任について
・県営かんがい排水事業　減災防災事業　左岸水路の受益者負担について
・平成30年度賦課金の審査請求申立と審査結果について（２件）
・今後の滞納処分の取組みについて

第3回理事会
(1)開催日時　平成30年10月25日　午後2時00分から
(2)開催場所　真田地域自治センター　3階　301会議室
(3)出席者数　現在員数12人　出席者数10人　欠席者2人
(4)議事事項
・県営かんがい排水事業菅平地区の平成30年度実施状況について
・平成30年度賦課金の収納状況について
・滞納者への取り組みについて
・滞納処分について

第4回理事会
(1)開催日時　平成30年12月13日　午後3時30分から
(2)開催場所　真田地域自治センター　3階　講堂
(3)出席者数　現在員数12人　出席者数12人　欠席者0人
(4)議事事項
・県営かんがい排水事業「菅平地区」の計画変更について
・平成30年度賦課金の収納状況及び意見交換会について
・受益地及び堰の危機的状況の対策と方針について

第5回理事会
(1)開催日時　平成31年2月13日　午後3時30分から
(2)開催場所　真田地域自治センター　3階　講堂
(3)出席者数　現在員数12人　出席者数12人　欠席者0人
(4)議事事項
議案第8号　平成30年度一般会計補正予算（第3回）専決処分について
議案第9号　平成29年度左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計補正予算（第1回）専決処分について
議案第10号　県営かんがい排水事業「菅平地区」に係る計画変更（案）について
議案第11号　土地改良区財産の処分について
・県営かんがい排水事業菅平地区に係る小水力発電施設整備の導入（案）について
・主な事業の執行状況について
・賦課金の収納状況について
・農業水路等長寿命化・防災減災事業（神川左岸幹線地区）の補助率要望について

総代会議案

議案第１号　平成２９年度事業報告及び一般会計、特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）歳入歳出決算並びに財産目録の承認について
監査報告

議案第２号　平成３０年度一般会計歳入歳出補正予算（第1回・第2回・第3回）の専決処分の承認について

議案第３号　平成３０年度農地転用決済金特別会計歳入歳出補正予算（第1回）の専決処分の承認について

議案第４号　平成３０年度左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計歳入歳出補正予算（第1回・第2回）の専決処分の承認について

議案第５号　土地改良区財産の処分について

議案第６号　平成３１年度　主な事業計画（案）について

議案第７号　平成３１年度賦課金の賦課基準及び賦課徴収（案）について

議案第８号　平成３１年度現金の預入先指定（案）について

議案第９号　平成３１年度一般会計歳入歳出予算（案）について

議案第10号　平成３１年度農地転用決済金特別会計歳入歳出予算（案）について

議案第11号　平成３１年度職員退職給与金特別会計歳入歳出予算（案）について

議案第12号　平成３１年度左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計歳入歳出予算（案）について

３．監事会の開催状況

第1回監事会

(1)開催日時　平成30年4月24日　午後3時00分から
(2)開催場所　真田地域自治センター　3F　会議室
(3)出席者数　現在員数3人　出席者数3人　欠席者0人
(4)議事事項
平成30年度一般会計・特別会計の補正予算について

第2回監事会

(1)開催日時　平成30年7月6日　午前9時30分から
(2)開催場所　真田地域自治センター　3F　会議室
(3)出席者数　現在員数3人　出席者数3人　欠席者0人
(4)議事事項
平成29年度事業報告及び一般会計・特別会計歳入歳出決算監査について
平成30年度一般会計・特別会計の補正予算について

第3回監事会

(1)開催日時　平成31年2月7日　午前9時30分から
(2)開催場所　真田地域自治センター　301会議室
(3)出席者数　現在員数3人　出席者数3人　欠席者0人
(4)議事事項
平成30年度事業及び一般会計・特別会計の執行状況について
平成30年度一般会計・特別会計の補正予算について

４．土地改良区関連の諸会議等

年月日	会議等及び内容	場所・会場	出席者
30. 4. 3	上田地域振局	真田地域自治センター	理事長・事務局長
4.24	監事会・堰組合長会議・理事会	真田地域自治センター	理事長・事務局長他
4.27	第44回定期総会（研修会・定期総会）	長野市　ホテル信濃路	事務局長
5.10	神川菅平ダム下流関係機関打合せ会議	真田地域自治センター	理事長・事務局長
5.16	上田市農業再生協議会	上田市役所	理事長
5.18	農政推進協議会	上田市役所	理事長
5.23	市長面会	上田市役所	理事長・事務局長
5.24	上田市農業再生協議会	上田市役所	理事長
5.28	改正土地改良法説明会	長野県土地改良会館	事務局長
6.11	平成30年度農業農村整備事業担当者会議	上田合同庁舎	事務局長
6.20	平成30年度社会保険事務説明会	セレスホール（丸子）	事務局長
7.6	監事会	真田地域自治センター	理事長・事務局長他
7.10	プロポーザル審査会	上田合同庁舎	理事長
7.11	平成30年度臨時総会	長野県土地改良会館	理事長
7.13	農業水利施設を利用した小水力発電研修会	松本波田支所	事務局長
7.17	理事会	真田地域自治センター	理事長・事務局長他
7.27	頭首工見回り	各堰頭首工	事務局長
8.7	土地改良区における小水力発電会計等説明会	さいたま新都心合同庁舎	理事長・事務局長
8.22	左岸水路視察	左岸幹線	事務局長
8.28	東御市と会議	事務所	理事長・事務局長
8.30	Ｒ18バイパス転用手続打合せ	東御市	事務局長
9.6	各堰の巡視・確認	各堰現場	事務局長
9.9	政治連盟　進藤金日彦	東御市	事務局長
9.11	下原一大屋線境界立会	現地	事務局長
9.12	平成30年度会員研修会	長野県土地改良会館	事務局長
9.13	社会保険事務講習会	小諸市文化センター	事務局長
9.26	上田市農政推進協議会	上田市役所	理事長
10.12	左岸工事説明会	真田地域自治センター	理事長.事務局長
10.23	ダム事業実施協議会	真田地域自治センター	理事長.事務局長
10.25	理事会	真田地域自治センター	理事長.事務局長他
10.26	農業農村整備事業等に関する説明会	長野県土地改良会館	事務局長
11.1	平成30年度2協議会合同会議・政治連盟総会	長野県土地改良会館	理事長
11.7	農業委員会	松本市	理事長
11.7	職員研修会	東御市	事務局長他2名
11.15	都賀町土地改良区視察研修	神川沿岸土地改良区	理事長・副理事長・事務局長
11.16	上田市農政推進協議会	上田市役所	理事長
11.22	農業農村整備事業関係職員専門研修会	長野県土地改良会館	事務局長
11.30	小水力発電施設管理に係る春電事業会計説明会	さいたま新都心合同庁舎	理事長.事務局長
12.6	左岸幹線補助金会議・吉田堰行沢川橋脚対策会議	真田地域自治センター	理事長.事務局長
12.11	上田農業再生協議会・農政承認会	長野県農業共済組合上小支所	理事長
12.13	堰組合長会議・理事会	真田地域自治センター	堰組合長・理事長他
12.19	八幡秋和工事入札会立会	真田地域自治センター	理事長・事務局長
12.20	土地改良法改正に係る説明会	長野県土地改良会館	事務局長
12.26	東御市補助金について陳情	東御市役所	理事長.事務局長他
31. 2. 6	農業委員会	長野市	理事長
2.7	監事会	真田地域自治センター	理事長・事務局長　監事
2.13	上田市農業再生協議会	農業共済組合上小支所	理事長
2.14	理事会	真田地域自治センター	理事長.事務局長他
2.15	東御市農業再生協議会第2回通常総会	東御市役所	理事長
2.22	上田市管内土地改良区理事長会議	大手町会館	理事長・事務局長
2.25	上田市農業委員会	真田地域自治センター	理事長
2.27	菅平ダム視察会	菅平ダム	理事・監事・事務局
3.8	上小支部協議会	ささや	理事長
3.12	通常総代会	中央公民館	理事長他
3.15	御堂水利協議会	東御市役所	事務局長
3.18	長野県土地改良施設エネルギー活用推進協議会 小水力発電研修会	長野県土地改良会館	理事長・事務局長
3.19	第61回通常総会第58回事業功労者表彰式	長野県土地改良会館	理事長
3.19	県単　農業農村基盤整備事業　立会	八幡秋和堰	事務局長
3.22	左岸水路運営協議会通常総会	大田区保養所	理事長・事務局長

第４．経理の状況

１．賦課金の納入状況　（単位：円）

	経常賦課金	特別賦課金	合　計	備　考
賦　課　額	12,044,600	26,336,846	38,381,446	
納入済額	11,885,570	26,145,506	38,031,076	
未　納　額	159,030	191,340	350,370	
徴収率（%）	98.7	99.3	99.1	

２．農地転用取扱状況（平成30年4月1日から平成31年3月31日）

受理件数	79件	
転用面積	7.38ha	田　6.17ha
		畑　1.21ha
決　済　金	3,646千円	

平成30年度 長野県神川沿岸土地改良区一般会計歳入歳出決算書

歳入決算額	金	85,304,367 円
歳出決算額	金	66,106,631 円
次期繰越額	金	19,197,736 円

歳　入　歳　出　決　算　総　括　表

１．歳入の部

差異欄の△印は予算額に対しての増額（単位：円）

科　　目	予算額	決算額	差　異	附　記
１．組合費	37,544,000	38,031,076	△ 487,076	
２．補助金	8,103,000	9,998,000	△ 1,895,000	
３．繰入金	9,501,000	9,500,000	1,000	
４．雑収入	337,000	460,290	△ 123,290	
５．過年度収入	100,000	528,705	△ 428,705	
６．交付金	8,640,000	8,640,000	0	
７．繰越金	11,624,000	18,146,296	△ 6,522,296	
歳　入　合　計	75,849,000	85,304,367	△ 9,455,367	

２．歳出の部

差異欄は予算額に対しての不用額（単位：円）

科　　目	予算額	決算額	差　異	附　記
１．事務費	14,094,000	13,229,886	864,114	
２．選挙費	6,000	0	6,000	
３．事務所費	380,000	241,541	138,459	
４．財産費	7,584,000	7,582,054	1,946	
５．区債及び借入金	11,564,000	11,563,636	364	
６．負担金及び分担金	18,827,000	15,023,018	3,803,982	
７．維持管理費	21,941,000	18,203,856	3,737,144	
８．諸支出金	453,000	262,640	190,360	
９．予備費	1,000,000	0	1,000,000	
歳　出　合　計	75,849,000	66,106,631	9,742,369	

歳 入 歳 出 計 算 書

1．歳入の部

（単位：円）

科目 款	項	目	予算現額① 当初予算額	補正額	計	決算額 ②	差異 ①－②	附記
1．組合費			30,515,000	7,029,000	37,544,000	38,031,076	△ 487,076	
	1．賦課金		30,515,000	7,029,000	37,544,000	38,031,076	△ 487,076	経常 1,000円/10ａ ダム費 1,000円/10ａ 左岸 600円/10ａ 吉田堰 300円/10ａ 償還負担分4,534,612円 繰上分 7,029,024円 (昨年償還分726万円)
		1. 経常賦課金	11,670,000		11,670,000	11,885,570	△ 215,570	
		2. 特別賦課金	18,845,000	7,029,000	25,874,000	26,145,506	△ 271,506	
2．補助金			12,443,000	△ 4,340,000	8,103,000	9,998,000	△ 1,895,000	
	1．補助金		12,443,000	△ 4,340,000	8,103,000	9,998,000	△ 1,895,000	
		1. 県補助金	940,000	△ 440,000	500,000	500,000	0	
		2. 市経常補助金	3,157,000		3,157,000	3,151,000	6,000	上田市 2,031千円 東御市 1,120千円
		3. 市事業補助金	8,346,000	△ 3,900,000	4,446,000	6,347,000	△ 1,901,000	上田市 2,862千円 東御市 3,485千円
3．繰入金			23,656,000	△ 14,155,000	9,501,000	9,500,000	1,000	
	1．繰入金		23,656,000	△ 14,155,000	9,501,000	9,500,000	1,000	
		1. 農地転用決済金会計繰入金	18,655,000	△ 12,155,000	6,500,000	6,500,000	0	
		2. 左岸幹線繰入金	5,000,000	△ 2,000,000	3,000,000	3,000,000	0	
		3. 吉田堰繰入金	1,000		1,000	0	1,000	
4．雑収入			337,000		337,000	460,290	△ 123,290	
	1．雑収入		337,000		337,000	460,290	△ 123,290	
		1. 加入金	1,000		1,000	0	1,000	
		2. 預金利子	1,000		1,000	3,000	△ 2,000	
		3. 賦課金督促手数料及び延滞金	50,000		50,000	157,282	△ 107,282	
		4. その他収入	285,000		285,000	300,008	△ 15,008	水路敷占有料他
5．過年度収入			100,000		100,000	528,705	△ 428,705	
	1．未収賦課金		100,000		100,000	528,705	△ 428,705	
		1. 24年度以前賦課金	10,000		10,000	31,880	△ 21,880	
		2. 25年度賦課金	10,000		10,000	17,250	△ 7,250	
		3. 26年度賦課金	10,000		10,000	102,945	△ 92,945	
		4. 27年度賦課金	10,000		10,000	95,360	△ 85,360	
		5. 28年度賦課金	10,000		10,000	107,470	△ 97,470	
		6. 29年度賦課金	50,000		50,000	173,800	△ 123,800	
6．交付金			8,640,000		8,640,000	8,640,000	0	
	1．県交付金		8,640,000		8,640,000	8,640,000	0	
		1. 水門管理交付金	8,640,000		8,640,000	8,640,000	0	県企業局
7．繰越金			6,551,000	5,073,000	11,624,000	18,146,296	△ 6,522,296	
	1．繰越金		6,551,000	5,073,000	11,624,000	18,146,296	△ 6,522,296	
		1. 繰越金	6,551,000	5,073,000	11,624,000	18,146,296	△ 6,522,296	
歳入合計			82,242,000	△ 6,393,000	75,849,000	85,304,367	△ 9,455,367	

２.歳出の部

差異欄は予算に対しての不用額（単位：円）

科目			予算現額①			決算額	差異	附記
款	項	目	当初予算額	補正流用額	計	②	①－②	
１．事務費			14,094,000		14,094,000	13,229,886	864,114	
	１．事務費		12,276,000		12,276,000	11,623,602	652,398	
		1. 役員報酬	1,070,000		1,070,000	1,060,000	10,000	理事・監事15人
		2. 給与及び賃金	6,550,000		6,550,000	6,468,000	82,000	職員3人等
		3. 旅　費	50,000		50,000	39,900	10,100	理事長・職員
		4. 諸手当	1,170,000		1,170,000	1,165,620	4,380	職員3人
		5. 総代手当	486,000		486,000	486,000	0	総代81人（代理含む）
		6. 実費弁償費	650,000		650,000	647,220	2,780	理事・監事・堰組合長
		7. 備品費	600,000		600,000	544,718	55,282	スチール書庫
		8. 消耗品費	150,000		150,000	149,815	185	
		9. 印刷費	350,000		350,000	196,206	153,794	封筒・区報
		10. 通信運搬費	300,000		300,000	278,971	21,029	郵送料・電話料外
		11. 理事長交際費	60,000		60,000	14,000	46,000	慶弔費
		12. 役員会議費	50,000		50,000	29,129	20,871	
		13. 食糧費	20,000		20,000	10,829	9,171	
		14. 情報宣伝費	20,000		20,000	0	20,000	
		15. 研修及び厚生費	50,000		50,000	9,000	41,000	
		16. 委託料	300,000		300,000	287,608	12,392	会計ソフト等保守管理
		17. 雑　費	350,000		350,000	210,066	139,934	コピー機リース料等
		18. 燃料費	50,000		50,000	26,520	23,480	
	２．諸　費		1,320,000		1,320,000	1,306,387	13,613	
		1. 年金及び保険料	1,320,000		1,320,000	1,306,387	13,613	職員3人
	３．総代会費		498,000		498,000	299,897	198,103	
		1. 会議費	5,000		5,000	0	5,000	
		2. 実費弁償費	203,000		203,000	192,500	10,500	総代会　3/12
		3. 消耗品費	20,000		20,000	0	20,000	
		4. 印刷費	200,000		200,000	94,689	105,311	総代会議案集他
		5. 通信運搬費	50,000		50,000	5,508	44,492	
		6. 雑　費	20,000		20,000	7,200	12,800	

科目	予算現額①			決算額	差異	附記
款 項 目	当初予算額	補正流用額	計	②	①－②	
2．選挙費	6,000		6,000	0	6,000	総代選挙費
1．総代選挙費	6,000		6,000	0	6,000	
1. 報酬	1,000		1,000	0	1,000	
2. 職員手当	1,000		1,000	0	1,000	
3. 旅　費	1,000		1,000	0	1,000	
4. 需用費	1,000		1,000	0	1,000	
5. 役務費	1,000		1,000	0	1,000	
6. 使用料及び賃借料	1,000		1,000	0	1,000	
3．事務所費	380,000		380,000	241,541	138,459	
1．管理費	380,000		380,000	241,541	138,459	
1. 賃借料	10,000		10,000	0	10,000	
2. 修繕料	120,000		120,000	17,000	103,000	
3. 光熱費	250,000		250,000	224,541	25,459	事務所経費
4．財産費	2,851,000	4,733,000	7,584,000	7,582,054	1,946	
1．退職給与金繰出金	50,000		50,000	50,000	0	
1. 退職給与金繰出金	50,000		50,000	50,000	0	
2．維持管理費繰出金	2,800,000	4,733,000	7,533,000	7,532,054	946	
1. 左岸幹線繰出金	2,100,000	△ 62,000	2,038,000	2,037,356	644	
2. 吉田堰繰出金	700,000	4,795,000	5,495,000	5,494,698	302	
3．転用決済金繰出金	1,000		1,000	0	1,000	
1. 転用決済金繰出金	1,000		1,000	0	1,000	
5．区債及び借入金	4,535,000	7,029,000	11,564,000	11,563,636	364	
1．農林漁業資金	4,535,000	7,029,000	11,564,000	11,563,636	364	
1. 和地区借入金元利償還金	4,535,000	7,029,000	11,564,000	11,563,636	364	日本政策金融公庫繰上償還分補正予算
6．負担金及び分担金	30,982,000	△ 12,155,000	18,827,000	15,023,018	3,803,982	
1．負担金	100,000		100,000	94,018	5,982	
1. 諸負担金	100,000		100,000	94,018	5,982	長土連他
2．分担金	30,882,000	△ 12,155,000	18,727,000	14,929,000	3,798,000	
1. 事業分担金	30,882,000	△ 12,155,000	18,727,000	14,929,000	3,798,000	かん排事業県分担金他

科目			予算現額①			決算額	差異	附記
款	項	目	当初予算額	補正流用額	計	②	①－②	
7．維持管理費			27,941,000	△ 6,000,000	21,941,000	18,203,856	3,737,144	
	1．管理費		25,941,000	△ 5,000,000	20,941,000	18,203,856	2,737,144	
		1. 菅平ダム管理費負担金	12,771,000		12,771,000	11,673,928	1,097,072	県企業局
		2. 水門管理費	4,020,000		4,020,000	4,019,900	100	各堰組合等
		3. 水路等補修費	3,000,000	△ 1,000,000	2,000,000	807,360	1,192,640	左岸・堀越他
		4. 工事請負費	6,000,000	△ 4,000,000	2,000,000	1,603,152	396,848	八幡秋和堰
		5. 消耗品費	120,000		120,000	99,516	20,484	
		6. 役務費	30,000		30,000	0	30,000	
	2．委託料		2,000,000	△ 1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	
		1. 委託料	2,000,000	△ 1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	
8．諸支出金			453,000		453,000	262,640	190,360	
	1．手数料		250,000		250,000	176,341	73,659	
		1. 賦課金徴収手数料	250,000		250,000	176,341	73,659	金融機関・総代他
	2．雑支出金		203,000		203,000	86,299	116,701	
		1. 事業推進費	100,000		100,000	46,770	53,230	
		2. 賦課金徴収促進費	63,000		63,000	8,629	54,371	
		3. 雑支出	40,000		40,000	30,900	9,100	
9．予備費			1,000,000		1,000,000	0	1,000,000	
	1．予備費		1,000,000		1,000,000	0	1,000,000	
		1. 予備費	1,000,000		1,000,000	0	1,000,000	
歳出合計			82,242,000	△ 6,393,000	75,849,000	66,106,631	9,742,369	

平成30年度 長野県神川沿岸土地改良区特別会計歳入歳出決算書

（農 地 転 用 決 済 金 特 別 会 計）

歳入決算額	金	73,033,760 円
歳出決算額	金	6,500,000 円
次期繰越額	金	66,533,760 円

歳 入 歳 出 計 算 書

1. 歳入の部

差異欄の△印は予算に対しての増額（単位:円）

科目			予算現額 ①			決算額 ②	差異 ①－②	附記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
1. 決済金			1,000,000		1,000,000	3,645,940	△ 2,645,940	
	1. 決済金		1,000,000		1,000,000	3,645,940	△ 2,645,940	96件・7.66ha
		1. 農地転用決済金	1,000,000		1,000,000	3,645,940	△ 2,645,940	
2. 繰入金			1,000		1,000	0	1,000	
	1. 繰入金		1,000		1,000	0	1,000	
		1. 一般会計繰入金	1,000		1,000	0	1,000	
3. 雑収入			10,000		10,000	2,000	8,000	
	1. 雑収入		10,000		10,000	2,000	8,000	
		1. 預金利子その他	10,000		10,000	2,000	8,000	
4. 繰越金			63,505,000		63,505,000	69,385,820	△ 5,880,820	
	1. 繰越金		63,505,000		63,505,000	69,385,820	△ 5,880,820	
		1. 前年度繰越金	63,505,000		63,505,000	69,385,820	△ 5,880,820	
歳入合計			64,516,000		64,516,000	73,033,760	△ 8,517,760	

2. 歳出の部

差異欄は予算に対しての不用額（単位:円）

科目			予算現額 ①			決算額 ②	差異 ①－②	附記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
1. 繰出金			18,655,000	△ 12,155,000	6,500,000	6,500,000	0	
	1. 繰出金		18,655,000	△ 12,155,000	6,500,000	6,500,000	0	
		1. 一般会計繰出金	18,655,000	△ 12,155,000	6,500,000	6,500,000	0	
2. 予備費			45,861,000	12,155,000	58,016,000	0	58,016,000	
	1. 予備費		45,861,000	12,155,000	58,016,000	0	58,016,000	
		1. 予備費	45,861,000	12,155,000	58,016,000	0	58,016,000	
歳出合計			64,516,000	0	64,516,000	6,500,000	58,016,000	

平成30年度 長野県神川沿岸土地改良区特別会計歳入歳出決算書

（ 職 員 退 職 給 与 金 特 別 会 計 ）

歳入決算額	金	650,383 円
歳出決算額	金	0 円
次期繰越額	金	650,383 円

歳　入　歳　出　計　算　書

１．歳入の部

差異欄の△印は予算に対しての増額（単位：円）

科目			予算現額①			決算額	差異	附記
款	項	目	当初予算額	補正額	計	②	①－②	
１．繰入金			50,000		50,000	50,000	0	
	１．繰入金		50,000		50,000	50,000	0	
		1．一般会計繰入金	50,000		50,000	50,000	0	毎年度同額
２．繰越金			600,000		600,000	600,383	△ 383	
	１．繰越金		600,000		600,000	600,383	△ 383	
		1．前年度繰越金	600,000		600,000	600,383	△ 383	
歳　入　合　計			650,000		650,000	650,383	△ 383	

２．歳出の部

差異欄は予算に対しての不用額（単位：円）

科目			予算現額①			決算額	差異	附記
款	項	目	当初予算額	補正額	計	②	①－②	
１．退職給与金			650,000		650,000	0	650,000	
	１．退職給与金		650,000		650,000	0	650,000	
		1．職員退職給与金	650,000		650,000	0	650,000	
歳　出　合　計			650,000		650,000	0	650,000	

平成30年度 長野県神川沿岸土地改良区特別会計歳入歳出決算書

（左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計）

歳入決算額	金	14,946,303 円
歳出決算額	金	3,000,000 円
次期繰越額	金	11,946,303 円

歳　入　歳　出　計　算　書

1. 歳入の部

差異欄の△印は予算に対しての増額 （単位:円）

科目			予算現額 ①			決算額 ②	差異 ①－②	附記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
1. 繰入金			2,800,000	4,733,000	7,533,000	7,532,054	946	
	1. 繰入金		2,800,000	4,733,000	7,533,000	7,532,054	946	
		1. 左岸幹線水路	2,100,000	△ 62,000	2,038,000	2,037,356	644	
		2. 吉田堰	700,000	4,795,000	5,495,000	5,494,698	302	
2. 繰越金			7,413,000		7,413,000	7,414,249	△ 1,249	
	1. 繰越金		7,413,000		7,413,000	7,414,249	△ 1,249	
		1. 左岸幹線水路	4,928,000		4,928,000	4,928,458	△ 458	
		2. 吉田堰	2,485,000		2,485,000	2,485,791	△ 791	
歳入合計			10,213,000	4,733,000	14,946,000	14,946,303	△ 303	

2. 歳出の部

科目			予算現額 ①			決算額 ②	差異 ①－②	附記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
1. 繰出金			5,001,000	△ 2,000,000	3,001,000	3,000,000	1,000	
	1. 繰出金		5,001,000	△ 2,000,000	3,001,000	3,000,000	1,000	
		1. 左岸幹線水路	5,000,000	△ 2,000,000	3,000,000	3,000,000	0	
		2. 吉田堰	1,000		1,000	0	1,000	
2. 維持管理費			5,212,000	6,733,000	11,945,000	0	11,945,000	
	1. 管理費		5,212,000	6,733,000	11,945,000	0	11,945,000	
		1. 左岸幹線水路	2,028,000	1,938,000	3,966,000	0	3,966,000	
		2. 吉田堰	3,184,000	4,795,000	7,979,000	0	7,979,000	
歳出合計			10,213,000	4,733,000	14,946,000	3,000,000	11,946,000	

平成３０年度　財 産 目 録

平成31年3月31日現在　「令和元年5月31日調製」　単位：円

資産			負債		
摘要		金額	摘要		金額
１．流動資産		20,348,741	１．長期負債		0
(1) 現金及び預金	19,207,736		(1) 農林漁業資金 (日本政策金融公庫)	0	H31.2.15 全額繰上償還
一般会計	19,207,736				
現　金	10,000		平成6年度（和地区）	0	
預金（農協他）	19,197,736		平成7年度（和地区）	0	
★			平成8年度（和地区）	0	
(2) 未収賦課金	1,141,005		平成9年度（和地区）	0	
平成26年度	165,115	33人	平成10年度（和地区）	0	
平成27年度	174,820	46人	平成10年度（和地区）	0	
平成28年度	200,000	44人			
平成29年度	250,700	56人	２．流動負債		0
平成30年度	350,370	76人	(1) 流動負債		
		255人			
２．特定資産		79,130,446	３．固定負債		79,130,446
農地転用決済金	66,533,760		(1) 農地転用決済金	66,533,760	
預金（農協他）	66,533,760		(2) 職員退職給与金	650,383	
職員退職給与金	650,383		(3) 水門維持管理費積立金	11,946,303	
預金（農協）	650,383				
水門維持管理費積立金	11,946,303				
預金（農協）	11,946,303				
３．出資金		1,000			
(1) 信州うえだ農協	1,000				
４．固定資産		484,254			
(1) 備品	484,254				
公用車	1				
机・いす　６点	6				
書棚 20点	414,280				
応接セット	1				
事務機（ﾊﾟｿｺﾝ外）	69,966				
資　産　合　計		99,964,951	負　債　合　計		79,130,446

【参考】

★前年の未収金

(2)未収賦課金	1,546,770円	312人
平成25年度	276,560	51
平成26年度	268,060	52
平成27年度	270,180	64
平成28年度	307,470	62
平成29年度	424,500	83

監　査　報　告　書

長野県神川沿岸土地改良区定款第21条の規定により、令和元年7月9日に平成30年度長野県神川沿岸土地改良区の一般会計及び特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）の歳入歳出決算並びに業務運営・事業報告・財産目録・証拠書類等について、監査をいたしましたところ正確、適切に処理されていることを認めましたので、本日の総代会にあたり報告致します。

令和２年　３月１０日

長野県神川沿岸土地改良区

総括監事　　池　田　恵　一　　㊞

監　　事　　清　水　　忠　　㊞

監　　事　　田　中　喜美夫　　㊞

議案第２号

令和元年度一般会計歳入歳出補正予算（第１回）の専決処分の承認について

令和元年度長野県神川沿岸土地改良区一般会計歳入歳出補正予算（第１回）は次のとおり承認を求める。

令和２年３月１０日　提　出
令和２年３月　　日　議　決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長　小　市　邦　夫

令和元年度長野県神川沿岸土地改良区一般会計歳入歳出補正予算（第１回）

令和２年２月７日　専 決

歳入既定予算額	70,106	千円
補正予算額	△ 7,200	千円
合計	62,906	千円
歳出既定予算額	70,106	千円
補正予算額	△ 7,200	千円
合計	62,906	千円
歳入歳出差し引き合計	0	千円

歳入歳出補正予算（第１回）総括表

１．歳入の部　（単位：千円）

科目	予算現額			附記
	議決予算額	補正予算額	計	
１．組合費	25,818		25,818	
２．補助金	10,484		10,484	
３．分担金	2,735	△ 2,001	734	
４．繰入金	16,251	△ 5,199	11,052	
５．雑収入	337		337	
６．過年度収入	100		100	
７．交付金	8,880		8,880	
８．繰越金	5,501		5,501	
歳入合計	70,106	△ 7,200	62,906	

２．歳出の部　（単位：千円）

科目	予算現額			附記
	議決予算額	補正予算額	計	
１．事務費	14,784		14,784	
２．選挙費	6		6	
３．事務所費	380		380	
４．財産費	2,901		2,901	
５．区債及び借入金	0		0	
６．負担金及び寄付金	22,793	△ 6,200	16,593	
７．維持管理費	27,789	△ 1,000	26,789	
８．諸支出金	453		453	
９．予備費	1,000		1,000	
歳出合計	70,106	△ 7,200	62,906	

歳入歳出補正予算（第１回）説明書

１．歳入の部

（単位：千円）

科目			予算現額			附記
款	項	目	議決予算額	補正額	計	
３．分担金			2,735	△ 2,001	734	
	１．分担金		2,735	△ 2,001	734	
		1．分担金	2,735	△ 2,001	734	
４．繰入金			16,251	△ 5,199	11,052	
	１．繰入金		16,251	△ 5,199	11,052	
		1．農地転用決済金会計繰入金	16,249	△ 5,199	11,050	県営菅平ダム改修事業
		2．左岸幹線水路管理組合繰入金	1		1	
		3．吉田堰管理組合繰入金	1		1	
歳入合計			70,106	△ 7,200	62,906	

２．歳出の部

（単位：千円）

科目			予算現額			附記
款	項	目	議決予算額	補正額	計	
６．負担金及び分担金			22,793	△ 6,200	16,593	
	１．負担金		100		100	
		1．諸負担金	100		100	
	２．分担金		22,693	△ 6,200	16,493	
		1．事業分担金	22,693	△ 6,200	16,493	県営菅平ダム改修事業外
７．維持管理費			29,809	△ 1,000	28,809	
	１．管理費		27,809		27,809	
		1．菅平ダム管理費負担金	12,639		12,639	
		2．水門管理費	4,020		4,020	
		3．水路等補修費	3,000		3,000	
		4．工事請負費	8,000		8,000	
		5．消耗品費	120		120	
		6．役務費	30		30	
	２．委託料		2,000	△ 1,000	1,000	
		1．委託料	2,000	△ 1,000	1,000	
歳出合計			70,106	△ 7,200	62,906	

議案第３号

令和元年度農地転用決済金特別会計歳入歳出補正予算（第１回）の専決処分の承認について

令和元年度長野県神川沿岸土地改良区農地転用決済金特別会計歳入歳出補正予算（第１回）は次のとおり承認を求める。

令和２年３月１０日　提　出
令和２年３月　　日　議　決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長　小　市　邦　夫

令和元年度 農地転用決済金特別会計
歳入歳出補正予算（第１回）

令和２年２月７日　専 決

歳入既定予算額	59,027	千円
補正予算額	0	千円
合計	59,027	千円
歳出既定予算額	59,027	千円
補正予算額	0	千円
合計	59,027	千円
歳入歳出差引合計	0	千円

歳入歳出補正予算（第１回）総括表

１．歳入の部

（単位：千円）

科目	予算現額			附記
	議決予算額	補正予算額	計	
１．決済金	1,000		1,000	
２．繰入金	1		1	
３．雑収入	10		10	
４．繰越金	58,016		58,016	
歳入合計	59,027	0	59,027	

２．歳出の部

（単位：千円）

科目	予算現額			附記
	議決予算額	補正予算額	計	
１．繰出金	16,249	△ 5,199	11,050	
２．予備費	42,778	5,199	47,977	
歳出合計	59,027	0	59,027	

歳入歳出補正予算（第１回）説明書

１．歳入の部

（単位：千円）

科目			予算現額			附記
款	項	目	議決予算額	補正額	計	
４．繰越金			58,016		58,016	
	１．繰越金		58,016		58,016	
		1．前年度繰越金	58,016		58,016	
歳入合計			59,027	0	59,027	

２．歳出の部

（単位：千円）

科目			予算現額			附記
款	項	目	議決予算額	補正額	計	
１．繰出金			16,249	△ 5,199	11,050	
	１．繰出金		16,249	△ 5,199	11,050	
		1．一般会計繰出金	16,249	△ 5,199	11,050	県営菅平ダム改修事業負担金
２．予備費			42,778	5,199	47,977	
	１．予備費		42,778	5,199	47,977	
		1．予備費	42,778	5,199	47,977	科目変更
歳出合計			59,027	0	59,027	

議案第４号

長野県神川沿岸土地改良区定款の一部改正（案）
について

長野県神川沿岸土地改良区定款の一部を、次のとおり改正したいので議決を求める。

令和２年３月１０日　提　出
令和２年３月　　日　議　決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長　小　市　邦　夫

長野県神川沿岸土地改良区定款の一部改正新旧対照表

改　　正　　後	現　　行
第１章　総則	第１章　総則
(事業)	(事業)
第４条　この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。	第４条　この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び管理規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。
一～二（略）	一～二（略）
三　地区内の区画整理	(新設)
２　この土地改良区は、前号第１号の事業に附帯して発電事業を行う。	(新設)
３　(略)	２　(略)
４　(略)	３　(略)
５　(略)	４　(略)
第２章　准組合員及び施設管理准組合員	(新設)
(准組合員等たる資格)	(新設)
第７条　次に掲げる者は、この土地改良区の准組合員となることができる。	
一　この土地改良区の地区内にある土地の所有者であって、組合員でないもの	
二　この土地改良区の地区内にある土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者であって、組合員でないもの	
２　農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う活動組織その他の団体であって、この土地改良区の地区内において土地改良施設の管理に関連する活動を行うものは、この土地改良区の施設管理准組合員となることができる。	
(准組合員等の加入)	(新設)
第８条　この土地改良区の准組合員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書を土地改良区に提出しなければならな	

い。 一　准組合員になろうとする者の氏名、生年月日及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地） 二　准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在及びその資格に係る権利の種類 三　准組合員になろうとする者に、法定代理人、後見人又は保佐人があるときは、その氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地） 四　自ら又は第三者を利用して第１１条第 1 項第２号から第６号までのいずれかに該当する行為を行わないことの確約 ２　前項の場合において、准組合員になろうとする者がその資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金及び夫役現品の分担をしようとするときは、加入申込書に第 37 条の書面を添付しなければならない。 ３　この土地改良区の施設管理准組合員になろうとする団体は、次に掲げる事項を記載した加入申込書を土地改良区に提出しなければならない。 一　施設管理准組合員になろうとする団体の名称、住所及び代表者の氏名（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地） 二　自ら又は第三者を利用して第 11 条第１項第２号から第６号までのいずれかに該当する行為を行わないことの確約 ４　前項の場合においては、加入申込書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　定款又はこれに代わるべき書類 二　団体の主たる構成員がこの土地改良区の地区の周辺の地域内に住所を有する者であることを証する書面 三　土地改良施設の管理に関連する活動の実績又は計画を記載した書面 ５　この土地改良区は、第１項又は第３項の加入申込書を受け、これを承諾したときは、書面をもってその旨を申込者に通知し、組合員名	

簿に記載するものとする。	
（資格変動の申出） 第９条　准組合員及び施設管理准組合員（以下「准組合員等」という。）は、前条第１項、第３項又は第４項の規定により提出した書類の記載事項に変更があったとき又は准組合員等たる資格を失い、若しくはその資格に変動があったときは、直ちにその旨をこの土地改良区に申し出なければならない。	（新設）
（准組合員等の脱退） 第10条　准組合員等は、60日前までに、予告して脱退することができる。この場合において、准組合員がその資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金及び夫役現品の分担をしているときは、第38条の書面を提出しなければならない。 ２　准組合員等は、次に掲げる事由によって脱退する。 一　准組合員等たる資格の喪失 二　死亡又は解散 三　除名 ３　この土地改良区は、准組合員が脱退したときは、その旨をその准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の組合員に通知しなければならない。	（新設）
（准組合員等の除名） 第11条　准組合員等が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によってこれを除名することができる。この場合には、総会の日から１０日前までに当該准組合員等に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。 一　賦課金の納入又は土地改良施設の管理への協力その他この土地改良区に対する義務の履行を怠ったとき。 二　この土地改良区の事業を妨げる行為をし	（新設）

<table>
<tr>
<td>
たとき（第三者を利用してした時を含む。以下この項において同じ。）
三　法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの土地改良区の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの土地改良区の信用を失わせるような行為をしたとき。
四　暴力的な要求行為をしたとき。
五　法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
六　前各号に準ずる行為をしたとき。
２　この土地改良区は、准組合員等の除名を議決したときは、その理由を明らかにしてその旨をその准組合員等に通知しなければならない。

第３章　会議

（総代会）
第 12 条　この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

（総代の定数）
第 13 条　総代の定数は、81 人とする。

（削除）
</td>
<td>
第２章　会議

（総代会）
第７条　この土地改良区に総会に代るべき総代会を設ける。

（総代の定数及び選挙区）
第８条　総代の定数は 81 人とし、選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>選挙区</th><th>選挙区域</th><th>総代数</th></tr>
<tr><td>第１区</td><td>上田市真田町長・傍陽地区</td><td>9 人</td></tr>
<tr><td>第２区</td><td>上田市真田町本原地区</td><td>9 人</td></tr>
<tr><td>第３区</td><td>上田市上田・塩尻地区</td><td>8 人</td></tr>
<tr><td>第４区</td><td>上田市神科地区</td><td>13 人</td></tr>
<tr><td>第５区</td><td>上田市神川地区</td><td>8 人</td></tr>
<tr><td>第６区</td><td>上田市殿城・豊里地区</td><td>13 人</td></tr>
<tr><td>第７区</td><td>東御市和･田中･祢津･滋野地区</td><td>21 人</td></tr>
</table>

（選挙人名簿の縦覧）
第９条　理事は総代の任期満了による総選挙にあってはその任期満了の日前 45 日から、その他の選挙にあってはこれを行うべき事由が生
</td>
</tr>
</table>

	じた日以後速やかに、その指定した場所において、選挙人名簿の関係部分を 5 日間関係組合員の縦覧に供さなければならない。 ２　前項の縦覧の場所及び日時は、理事が縦覧開始の日前３日までに公告しなければならない。
（削除）	（異議の申出等） 第 10 条　関係組合員は、選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認められるときは、縦覧期間内に、文書で理事に異議を申し出ることができる。 ２　理事は、前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から 3 日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その異議の申出を正当であると決定したときは、直ちに選挙人名簿を修正し、その旨を異議申出人及び関係人に通知し、併せてこれを公告しなければならない。その異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。 ３　選挙人名簿は、総代選挙の期日前 6 日をもって確定する。
（削除）	（単記制） 第 11 条　総代の選挙にあたり、選挙人が投票用紙に記載すべき総代の候補者の数は、1 人とする。
（総代の選挙） 第 14 条　総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。 ２　この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。 （総代の任期）	（新設）

第15条　総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。 ２　前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。	（新設）
（総代の失職） 第16条　総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。	（新設）
（通常総代会の時期） 第17条　（略）	（通常総代会の時期） 第12条　この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。
（組合員の請求による会議招集） 第18条　組合員が、総組合員の５分の１以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。	（新設）
（書面又は代理人による議決） 第19条　やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。 ２　書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知した事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に	（新設）

提出してしなければならない。 ３　総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。	
（議決方法の特例等） 第 20 条　総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。	（議決方法の特例等） 第 13 条　総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、維持管理規程の設定、変更及び廃止、合併並びに解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。
第 21 条　（略）	第 14 条　経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに 20 日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の 3 分の 1 以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。
（議長） 第 22 条　（略）	（議長） 第 15 条　総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。
（准組合員等の意見の陳述） 第 23 条　准組合員等は、総代会において議長の許可を得て意見を述べることができる。 ２　前項の規定により、総代会において意見を述べようとする准組合員等は、総代会の会日の 14 日前までに、当該意見の内容を明らかにして、当該総代会に出席する旨をこの土地改良区に申し出なければならない。 ３　この土地改良区は、やむを得ない理由により前項の申出をした準組合員等の一部を総代会に出席させることが困難なときは、これら	（新設）

の準組合員等に対して、書面により意見の提出を求めることができる。	
（総会） 第 24 条　第 18 条から前条までの規定は、総会について準用する。	（新設）
第４章　役員	第３章　役員
（役員の定数） 第 25 条　（略） ２　前項の監事定数のうち、1 人は法第 18 条第 6 項各号の全てに該当する者とする。	（役員の定数） 第 16 条　この土地改良区の役員定数は、理事 12 人及び監事 3 人とする。
（役員の選任） 第 26 条　（略）	（役員の選任） 第 17 条　役員は、総代が総代会において選任する。 ２　この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。
（理事長及び副理事長） 第 27 条　（略） 第 28 条　（略）	（理事長） 第 18 条　理事は、理事長 1 人、副理事長 1 人を互選するものとする。 第 19 条　理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。 ２　副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
（事務の決定） 第 29 条　（略）	（事務の決定） 第 20 条　この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。
（監事の職務） 第 30 条　（略）	（監事の職務） 第 21 条　監事は、少なくとも毎事業年度 2 回、この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告

	し、意見を述べなければならない。 ２　監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。
（役員の任期等） 第31条　役員の任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。 ２　前項ただし書に規定する選任が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。	（役員の任期等） 第22条　役員の任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第29条の2及び第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。 ２　前項ただし書に規定する選任が、役員の全員に係るときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。
（役員の失職） 第32条　（略）	（役員の失職） 第23条　理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第31条第1項各号に該当する者となり、又は農業者年金基金法の一部を改正法律（平成13年6月6日法律第39号）による経営移譲をしたことにより、その被選任権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において、組合員でない役員となることができる。
第５章　経費の分担	第４章　経費の分担
（経費分担の基準） 第33条　第4条第1項第1号及び第2号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課するものとする。 ２　第４条第１項第３号の事業に要する経費に	（経費分担の基準） 第24条　第4条第1項第1号及び第2号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る地域内の水田及び畑につき地積割に賦課するものとする。 （新設）

充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、各区別に規約に基づいて定める土地の地積に比例して賦課する。ただし、換地処分の公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地積に比例して賦課する。	
3　前２項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課するものとする。	2　前項の規定にかかわらず、各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、この土地改良区の地区内にある水田及び畑につき地積割に賦課するものとする。
（分担金） 第 34 条　この土地改良区は、法第 91 条の規定に基づき県営かんがい排水事業「菅平地区」の分担金を負担する。 2　（削除） 3　（削除）	（負担金及び分担金） 第 25 条　この土地改良区は、法第 91 条の規定に基づき県営基幹水利施設ストックマネジメント事業及び県営かんがい排水事業「菅平地区」の分担金を負担する。 2　県営和地区土地改良総合整備事業の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。 3　県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。
（賦課徴収の方法） 第 35 条　（略）	（賦課徴収の方法） 第 26 条　前 2 条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は総代会で定める。
（夫役の履行） 第 36 条　（略）	（夫役の履行） 第 27 条　夫役を賦課された者は、その便宜に従い本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。 2　前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(准組合員による賦課金等の分担の申出) 第 37 条　准組合員が、その資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金及び夫役現品の分担をしようとするときは、その組合員の同意を得て、賦課金及び夫役現品の分担方法並びにその分担を開始する時期を書面でこの土地改良区に申し出なければならない。	(新設)
(賦課金等の分担方法の変更の申出) 第 38 条　准組合員は、賦課金及び夫役現品の分担方法を変更し、又は分担を終了しようとするときは、その資格に係る権利の目的たる土地の組合員の同意を得て、変更した分担方法を書面でこの土地改良区に申し出なければならない。	(新設)
(准組合員による賦課金等の分担) 第 39 条　准組合員が、第 37 条の申出をしている場合には、第 34 条から第 36 条までの規定により組合員に対して賦課すべき賦課金及び夫役現品は、その申出に係る分担方法に応じて、その組合員及び准組合員に対して賦課する。	(新設)
(組合員間による賦課金等の分担の申出) 第 40 条　他の組合員の資格に係る農地につき所有権を有する組合員又は所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする組合員が、当該他の組合員の同意を得て、当該農地に係る賦課金及び夫役現品の分担をしようとするときは、第 37 条から前条までの規定を準用する。	(新設)
(特別徴収金) 第 41 条　法第 36 条の 3 の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第 47 条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。	(特別徴収金) 第 27 条の 2　法第 36 条の 2 の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第 47 条の 2 の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。
第 42 条　(略)	第 27 条の 3　この土地改良区は、法第 91 条の 2 の規定に基づき、県営土地改良事業に係る特

	別徴収金を負担する。 ２　前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。
（督促） 第 43 条　（略）	（督促） 第 28 条　法第 39 条の規定に基づく督促は、その納付期限後 60 日以内に督促状を発してこれをするものとする。
（過怠金） 第 44 条　第 33 条、第 34 条、第 39 条、第 41 条又は第 42 条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金 100 円につき 1 日金４銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料 100 円を過怠金として徴収する。 ２・３（略）	（過怠金） 第 29 条　第 24 条、第 25 条及び第 27 条の 2 又は第 27 条の 3 の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金 100 円につき 1 日金４銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料 100 円を過怠金として徴収する。 ２　前項の滞納金又は過怠金を市が処分する場合には、さらにその徴収金額の 100 分の 4 に相当する額を過怠金として徴収する。 ３　前 2 項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。
（土地改良施設の管理への協力） 第 45 条　この土地改良区は、第 4 条第 1 項第 1 号の事業に関し、施設管理准組合員に対し、その土地改良施設の維持管理への協力を求めることができる。 ２　前項の規定による土地改良施設の管理への協力の時期、内容及び方法は、総代会で定める。	（新設）
第 6 章　雑則	第５章　雑則
（係及び委員会）	（係及び委員会）

第46条　（略）	第30条　この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。 2　この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。 3　理事会は、前2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。
（加入金） 第47条　（略）	（加入金） 第31条　新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。
2　前項の過入金の額は、10aにつき金3,000円の範囲内において総代会の決議により定める。	2　前項の加入金の額は、10アールにつき金3,000円の範囲内において総代会の決議により定める。
（賦課金以外の徴収金についての過怠金） 第48条　前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同上第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第44条の規定を準用する。	（賦課金以外の徴収金についての過怠金） 第32条　前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同上第3項の規定により徴収すべき仮精算金及び換地計画において定める精算金については、第29条の規定を準用する。
（基本財産） 第49条　（略）	（基本財産） 第33条　この土地改良区に基本財産を設けることができる。 2　前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。
（財産の分配の制限） 第50条　（略）	（財産の分配の制限） 第34条　この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。
（事業年度） 第51条　（略）	（事業年度） 第35条　この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（顧問） 第52条　（略）	（顧問） 第36条　この土地改良区に顧問を置くことができる。 2　前項の顧問は、理事長経験者等をもってあてるものとする。 3　顧問は総代会又は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、可否の数に加わることができない。
（電磁的方法） 第53条　この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。 2　この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。	（新設）
（委任） 第54条　この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。	（新設）

附　則（令和　年　月　日長野県指令　農整第　号）

21　この改正定款は、知事認可日から施行し、改正後の定款第14条の規定は任期満了による次の選挙から適用する。

議案第５号

長野県神川沿岸土地改良区総代選挙規程の制定について

長野県神川沿岸土地改良区総代選挙規程を、次のとおり制定したいので議決を求める。

令和２年３月１０日　提　出
令和２年３月　　日　議　決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長　小　市　邦　夫

長野県神川沿岸土地改良区総代選挙規程(案)

（総代の被選挙権）

第１条　次に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。

一　組合員でない者

二　未成年者

三　禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの

（選挙区等）

第２条　総代の選挙は、選挙区ごとに行うものとする。

２　総代の選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりとする。

選　挙　区	選　挙　区　域	定　　数
第１区	上田市真田町長・傍陽地区	９人
第２区	上田市真田町本原地区	９人
第３区	上田市上田・塩尻地区	８人
第４区	上田市神科地区	13 人
第５区	上田市神川地区	８人
第６区	上田市殿城・豊里地区	13 人
第７区	東御市和・田中・祢津・滋野地区	21 人
合　　計		81 人

３　選挙人の所属の選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が２以上の選挙区にあるときは、当該選挙人が指定して土地改良区に届け出た土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

（選挙の時期）

第３条　総代の任期満了による総選挙は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選挙にあっては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

（選挙の公告）

第４条　選挙の期日は、その期日から５日前までに公告するものとする。

２　前項の公告には、投票開始の時刻、投票終了の時刻、各選挙区ごとに選挙する総代の数及び投票用紙に記載すべき選挙する総代の数を記載するものとする。

（投票区等）

第５条　この土地改良区は、必要があると認めるときは、選挙区を分けて数投票区を設けることができる。

２　投票区ごとに一投票所を置く。

３　第１項の規定により数投票区を設けたときは、前条の公告にその旨を記載するものとする。

（選挙管理者等）

第６条　選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中からそれぞれこれを指名するものとする。

２　前項の投票管理者及び開票管理者は、選挙区ごと（前条第１項の規定により投票区を設けたときは、投票管理者にあっては投票区ごと）に指名するものとする。

　ただし、第19条第１項の規定により投票を行わない選挙区については、これらの者を指名することを要しない。

３　選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、相兼ねることができる。

（選挙管理者の職務）

第７条　選挙管理者は、選挙に関する事務を担任し、開票管理者から第９条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

（投票管理者の職務）

第８条　投票管理者は、投票に関する事務を担任し、投票録を作って投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

２　投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

３　選挙管理者が投票管理者を兼ねる場合には、投票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

（開票管理者の職務）

第９条　開票管理者は、開票に関する事務を担任し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作って開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

２　選挙管理者が開票管理者を兼ねる場合には、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

（選挙録等の保存）
第10条　選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙に係る総代の在任期間中、この土地改良区において保存するものとする。

（選挙立会人等）
第11条　選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中から各２人（投票立会人及び開票立会人にあっては、選挙区ごと（第５条第１項の規定により投票区を設けたときは、投票立会人にあっては投票区ごと）に各２人）を指名するものとする。
　ただし、第19条第１項の規定により投票を行わない選挙区については、投票立会人及び開票立会人を指名することを要しない。
２　選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、相兼ねることができる。

（投票）
第12条　投票は、選挙の当日、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て投票用紙に総代の候補者の氏名（法人にあっては、その名称。以下同じ。）を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。
２　投票用紙は、選挙の当日、投票所において組合員に交付する。
３　投票用紙に記載すべき選挙する総代の数は、１人とする。
４　投票開始の時刻は午前７時とし、投票終了の時刻は午後５時とする。
５　午後５時までに投票所に到着していない者は、投票することができない。

（投票の拒否）
第13条　投票の拒否は、投票立会人の意見を聴いて、投票管理者が決定するものとする。

（開票）
第14条　開票所は、この土地改良区の事務所又は開票管理者の指定する場所に設ける。
２　開票は、投票の当日又はその翌日に行う。

（無効投票）
第15条　次の各号に掲げる投票は、無効とする。
一　所定の用紙を用いないもの
二　総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
三　当該選挙区の総代の候補者以外の者の氏名を記載したもの
四　被選挙権のない者の氏名を記載したもの
五　総代の候補者の氏名を自書しないもの
六　総代の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
七　投票用紙に記載すべき数を上回る数の総代の候補者の氏名を記載したもの

八　当該選挙区に所属しない総代の候補者の氏名を記載したもの

（候補者の立候補等の届出）

第16条　当該選挙区の選挙権を有する組合員でなければ、当該選挙区において総代の候補者となり、又は総代の候補者を推薦することができない。

２　総代に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日から２日間に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出なければならない。

３　総代の候補者を推薦するには組合員３人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

４　この土地改良区は、総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別並びに投票所及び開票所を選挙の期日の３日前までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

ただし、第19条第１項の規定により投票を行わない選挙区については、当該公告に代えて、第21条第１項の公告を行うものとする。

５　総代の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

６　第４項の公告のあった日以後において前項の届出があったとき、又は総代の候補者が死亡し、若しくは第17条第２項の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

（立候補等の制限）

第17条　選挙管理者、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、その関係区域内において総代の候補者となることができない。

２　総代の候補者が前項の規定により総代の候補者となることができない者となったときは、総代の候補者たることを辞したものとみなす。

（当選人の決定）

第18条　有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙区ごとに、選挙すべき総代の数で有効投票の総数を除して得た数の４分の１以上の得票数がなければならない。

２　当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。

（無投票の当選）

第19条　総代の候補者の数がその選挙において選挙すべき総代の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票を行わない。

２　前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに、当該総代の候補者をもって当選人と定めなければならない。

３　前項の場合において、当該総代の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立

会人の意見を聴いて決定しなければならない。

（当選人の失格）

第20条　当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったとき、又はその所属する選挙区を異動したときは、当選を失う。

（当選の公告）

第21条　当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

２　前項の通知を受けた日から７日以内に当選を辞退する旨の届出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。

（繰上補充）

第22条　当選人の数がその選挙において選挙すべき総代の数に達しなくなったときは、選挙管理者は、直ちに第18条の例によって、当選人を定めなければならない。

２　前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。

（当選の確定及び総代の就任）

第23条　選挙管理者は、第21条第２項（前条第２項において準用する場合を含む。）の期間満了の日の翌日、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

２　当選人は、前項の公告があったとき、総代に就任するものとする。

３　前項の規定にかかわらず、当選人は、現任総代の任期満了後における第24条の規定による当選、第25条の規定による当選及び第27条の規定による選挙並びに土地改良法（以下「法」という。）第23条第４項において準用する法第29条の３の規定による改選の場合を除き、公告の時が現任総代の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

（当選の取消しの場合の措置）

第24条　法第136条の規定により当選の取消しがあったときは、理事長は、直ちに第18条の例によって当選人を定めなければならない。

２　前項の規定により当選人が定まった場合には、第20条から前条までの規定を準用する。

（再選挙）

第25条　第18条から第22条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき総代の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第136条の規定による選挙若しくは当選の取消しの場合（前条の規定により当選人を定めることができるときを除く。）にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

（補欠総代の繰上補充）

第26条　選挙後１年以内に総代の欠員が生じた場合において、第18条第１項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第18条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。

２　前項の場合には、第20条から第23条までの規定を準用する。

（補欠選挙）

第27条　選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が当該選挙区の定数の６分の１未満であるとき（総代の定数が２人以上６人未満である選挙区にあっては、欠員数が１人であるとき）又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前６月以内であるとき（総代の数が当該土地改良区の総代の定数の３分の２に達しなくなったときを除く。）は、補欠選挙を行わないことができる。

（総選挙）

第28条　総代及びその当選人の全てがないとき又はなくなったときは、総選挙を行わなければならない。

附　則（令和２年３月　日長野県指令　農整第　　号）

この規程は、県知事認可日から施行し、任期満了による次の選挙から適用する。

議案第６号

長野県神川沿岸土地改良区役員選任規程の一部改正（案）について

長野県神川沿岸土地改良区役員選任規程の一部を、次のとおり改正したいので議決を求める。

令和２年３月１０日　提　出
令和２年３月　　日　議　決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長　小　市　邦　夫

長野県神川沿岸土地改良区役員選任規程の一部改正新旧対照表

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>（役員の被選任権）
第１条　次に掲げる者は、役員の被選任権を有しない。
一～二（略）
三　未成年者
（削る。）
四・五（略）

２　組合員でない役員の選任については、前項の規定にかかわらず、前項第２号から第５号までに掲げる者は、役員の被選任権を有しない。</td><td>（役員の被選任権）
第１条　次に掲げる者は、役員の被選任権を有しない。
(1)　組合員でない者
(2)　法人
(3)　年齢 25 才未満の者
(4)　成年被後見人又は被保佐人
(5)　破産者で復権のできないもの
(6)　禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
（新設）</td></tr>
<tr><td>（役員の選任）
第２条　役員のうち理事は、各被選任区につきその区域に所属する組合員のうちから選任するものとする。
２　役員のうち土地改良法（以下「法」という。）第 18 条第 6 項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事と区分して、それぞれ選任する。
３　前２項の規定による役員の被選任区及びその区域から選任すべき役員の定数は、次の通りとする。</td><td>（役員の選任）
第２条　役員は、各被選任区につきその区域に所属する組合員のうちから選任するものとする。
（新設）
２　前項の規定による役員の被選任区及びその区域から選任すべき役員の定数は、次のとおりとする。</td></tr>
<tr><td><table>
<tr><th rowspan="2">被選任区</th><th rowspan="2">被選任区域</th><th colspan="2">定　数</th></tr>
<tr><th>理事数</th><th>監事数</th></tr>
<tr><td>第１被選任区</td><td>上田市　真田町</td><td>３人</td><td>１人</td></tr>
<tr><td>第２被選任区</td><td>上田市　上田・塩尻
神科・神川
殿城・豊里</td><td>７人</td><td>１人</td></tr>
</table></td><td><table>
<tr><th rowspan="2">被選任区</th><th rowspan="2">被選任区域</th><th colspan="2">定　数</th></tr>
<tr><th>理事数</th><th>監事数</th></tr>
<tr><td>第１被選任区</td><td>上田市真田町</td><td>３人</td><td>１人</td></tr>
<tr><td>第２被選任区</td><td>上田市　上田・塩尻
神科・神川
殿城・豊里</td><td>７人</td><td>１人</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

第３被選任区	和　・田中 東御市 祢津・滋野	２人	１人

４　組合員である被選任人の所属の被選任区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、被選任人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が２以上の被選任区にあるときは、当該被選任人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

（削る。）

（削る。）

（選任の時期）

第３条　（略）

（選任の議決）

第４条　（略）

（選任の議案）

第５条　（略）

２　理事長は、役員の選任に関する議案を総代会に提出するには、附属書総代選挙規程第２条第２項に規定する総代の各選挙区の総代から選ばれた者をもって構成する推薦会議において被選任人として推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。

第６条　（略）

第３被選任区	和　・田中 東御市 祢津・滋野	２人	１人

３　被選任人の所属の被選任区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選任人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が２以上の被選任地区にあるときは、次の土地の所在地による。

(1)　土地改良法施行令第４条第４項後段の規定による指定に係る土地があるときは当該土地

(2)　前号に掲げるとき以外のときは、当該被選任人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）

（選任の時期）

第３条　（略）

（選任の議決）

第４条　（略）

（選任の議案）

第５条　（略）

２　理事長は、役員の選任に関する議案を総代会に提出するには、定款第８条に規定する総代の各選挙区の総代から選ばれた者をもって構成する推薦会議において被選任人として推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。

第６条　（略）

（選任議決の投票） 第７条　（略） ２　前項の投票は、総代自ら、総代名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を記載し、理事長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行わなければならない。	（選任議決の投票） 第７条　（略） ２　前項の投票は、総代自ら、総代名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を表示し、理事長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行わなければならない。
（書面による議決権の行使） 第８条　総代は、書面をもって選任議決権を行使するときは、総代会の前日までに土地改良区に対し、投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。 ２　土地改良区は、前項の請求があったときには、速やかに投票用紙を交付する。 ３　総代は、前項で交付された投票用紙に賛否を記載し、投票用封筒に封入し、その所定の欄に署名の上、総代会の前日までに土地改良区に提出する。 ４　土地改良区は、前項の規定により投票用封筒が提出されたときは、投票用封筒を総代会までに誠実に保管しなければならない。	（新設）
第９条　議長は、投票が終わったときは、あらかじめ総代会において選任した立会人２人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。 ２　（略）	第８条　議長は、投票が終わったときは、あらかじめ総代会において選任した立会人３人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。 ２　（略）
（投票の無効） 第10条　（略） 一　（略） 二　（略）	（投票の無効） 第９条　（略） (1)所定の用紙を用いないもの (2)賛否の確認し難いもの
（選任の確定及び役員の就任） 第11条　（略）	（選任の確定及び役員の就任） 第10条　役員の選任に関する議案が総代会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者（以下「被選任者」という。）にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事

	の別を公告しなければならない。
2　被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第12条若しくは第13条の選任又は法第29条の３の改選、法第29条の４の規定による役員の選任、法第134条第2項の改選若しくは法第136条の規定による決議の取消しによる選任の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。	2　被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第11条若しくは第12条の選任又は土地改良法(以下「法」という。)第29条の2の改選、法第29条の３の規定による役員の選任、法第134条第2項の改選若しくは法第136条の規定による決議の取消による選任の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。
(再選任) 第12条　被選任者が、第1条各号の一に該当することとなったこと、第2条第3項に規定する被選任区を異動したこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第136条の規定による決議の取消しの結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。	(再選任) 第11条　被選任者が、第1条各号の一に該当することとなったこと、第2条第3項に規定する被選任区を異動したこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第136条の規定による決議の取消の結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。
(補欠選任) 第13条　役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数がそれぞれ理事の定数の3分の１未満であるとき、若しくは監事の定数の３分の２未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前３月以内であるときは、監事が一人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総代会まで補欠選任を行わないことができる。	(補欠選任) 第12条　役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の１未満であるとき、若しくは監事の定数の３分の２未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前３箇月以内であるときは、次の総代会まで補欠選任を行わないことができる。

附　則（令和２年３月　日長野県指令　農整第　　号）

８　この規程は、県知事認可日から施行し、任期満了による次の選挙から適用する。

議案第７号

長野県神川沿岸土地改良区規約の一部改正（案）
について

長野県神川沿岸土地改良区規約の一部を、次のとおり改正したいので議決を求める。

令和２年３月１０日　提　出
令和２年３月　　日　議　決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長　小　市　邦　夫

長野県神川沿岸土地改良区規約の一部改正新旧対照表

改　　正　　後	現　　行
第１章　総則	第１章　総則
（趣旨） 第１条　（略）	（趣旨） 第１条　（略）
第２章　会議 第１節　総代会 （開議・散会） 第２条　（略）	第２章　会議 第１節　総代会 （開議・散会） 第２条　（略）
（出席） 第３条　（略）	（出席） 第３条　（略）
２　代理人は、入場の際に委任状を総代会の招集者に提出し、総代会の招集者は、これと引換えに代理証票を交付するものとする。	（新設）
（開会） 第４条　（略）	（開会） 第４条　（略）
（議事録記名人の選任） 第５条　（略）	（議事録記名人の選任） 第５条　（略）
（議長の職務） 第６条　（略）	（議長の職務） 第６条　（略）
（中途退場） 第７条　（略）	（中途退場） 第７条　（略）
（議事） 第８条　（略）	（議事） 第８条　（略）
（発言） 第９条　（略） ２　（略）	（発言） 第９条　（略） ２　（略）

３　前２項の規定は、准組合員又は施設管理准組合員(以下「准組合員等」という。)で意見を述べようとする者に準用する。	(新設)
(動議) 第 10 条　(略) ２　前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第 20 条の規定により議決できる事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを総代会にはかるものとする。 ３・４　(略)	(動議) 第 10 条　(略) ２　前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第 13 条の規定により議決できる事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを総代会にはかるものとする。 ３・４　(略)
(採決の方法) 第 11 条　(略) ２　代理人は、採決にあたり代理証票を明示して賛否を表示しなければならない。 ３　議長は、書面による議決を加えて、採決の結果を宣言する。	(採決の方法) 第 11 条　(略) (新設) ２　議長は、採決の結果を宣言する。
(委員会付託) 第 12 条　(略) ２　委員会の委員は、総代会において出席した総代(書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行う者を除く。)のうちから選任する。 ３・４　(略)	(委員会付託) 第 12 条　(略) ２　委員会の委員は、総代会において出席した総代のうちから選任する。 ３・４　(略)
(議案・動議の再提出禁止) 第 13 条　(略)	(議案・動議の再提出禁止) 第 13 条　(略)
(禁止行為) 第 14 条　(略)	(禁止行為) 第 14 条　(略)
(議決事項等の報告) 第 15 条　(略)	(議決事項等の報告) 第 14 条の２　(略)
(総会) 第 16 条　第 2 条から前条までの規定は、総会について準用する。	(新設)

第２節　その他の会議 （換地計画等を定める会議） 第17条　（略） 第３章　役員 第１節　総則 （役員の会議） 第18条　（略） （役員報酬） 第19条　（略） 第２節　理事 （理事会） 第20条　（略） ２　理事会の招集は、理事長が行う。 ３・４　（略） （理事会の付議事項） 第21条　（略） 一　定款、規約、管理規程、利水調整規程及び総代会の決議により、理事会に委ねられた事項 二・三　（略） ２　（略） （理事会の議決方法等） 第22条　（略） （理事会の議事録） 第23条　（略） 一～六（略） ２　（略） 第３節　監事	第２節　その他の会議 （換地計画等を定める会議） 第15条　（略） 第３章　役員 第１節　総則 （役員の会議） 第16条　（略） （役員報酬） 第17条　（略） 第２節　理事 （理事会） 第18条　（略） ２　理事会の招集は、理事長が行なう。 ３・４　（略） （理事会の付議事項） 第19条　（略） 一　定款、規約、管理規程、及び総代会の決議により、理事会に委ねられた事項 二・三　（略） ２　（略） （理事会の議決方法等） 第20条　（略） （理事会の議事録） 第21条　（略） (1) 開会の日時及び場所 (2) 出席した理事及び欠席した理事の氏名 (3) 議事の要領 (4) 決議事項及び賛否の数 (5) 議事録記名人の選任に関する事項 (6) その他議長が必要と認めた事項 ２　（略） 第３節　監事

(総括監事) 第 24 条　(略)	(総括監事) 第 22 条　(略)
(監事会) 第 25 条　(略)	(監事会) 第 23 条　(略)
(監事会の付議事項) 第 26 条　(略) 一～四　(略)	(監事会の付議事項) 第 24 条　(略) (1) 監査計画に関する事項 (2) 監査細則の設定、変更及び廃止に関する事項 (3) 土地改良区と理事との契約又は争訟についての土地改良区の代表に関する事項 (4) 土地改良法第 27 条（同法第 52 条第 7 項において準用する場合も含む。）の規定による会議の招集に関する事項
五　事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録(以下「決算関係書類」という。)に係る意見書に関する事項	(新設)
六　(略)	(5)　その他監事の職務執行上必要と認めた事項
(監事会の議決方法等) 第 27 条　(略) ２～３　(略) ４　監事会には、第 23 条の規定を準用する。ただし、「2 人」とあるのは、「1 人」と読み替えるものとする。	(監事会の議決方法等) 第 25 条　(略) ２～３　(略) ４　監事会には、第 21 条の規定を準用する。ただし、「2 人」とあるのは、「1 人」と読み替えるものとする。
第 4 章　業務の執行 (補助機関) 第 28 条　(略) 一～九（略）	第 4 章　業務の執行 (補助機関) 第 26 条　(略) (1) 庶務係 (2) 会計係 (3) 工事係 (4) 総務委員会 (5) 事業委員会 (6) 内部統制委員会

	(7) 評価委員会 (8) 換地委員会 (9) 用排水調整委員会
２（略）	２（略）
(会計主任・個人情報保護管理者及び管理者) 第 29 条　（略）	(会計主任・個人情報保護管理者及び管理者) 第 27 条　（略）
(職員) 第 30 条　（略） 一～二　（略）	(職員) 第 28 条　前条に定める者のほか、この土地改良区に次の職員を置く。 (1) 事務職員３名 (2) 技術職員若干名
２（略）	２（略）
(事業所等) 第 31 条　（略）	(事業所等) 第 29 条　（略）
(執務時間) 第 32 条　（略） 一～二　（略）	(執務時間) 第 30 条　（略） (1)　執務時間 午前８時半より午後５時までとし、正午より１時間は休憩時間とする。 (2)　休日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第３条に定める休日のほか、12 月 29 日から翌年１月３日までの期間とする。
(業務執行に関する細則) 第 33 条　（略）	(業務執行に関する細則) 第 31 条　（略）
第５章　会計 (会計年度及びその独立の原則) 第 34 条　（略）	第５章　会計 (会計年度及びその独立の原則) 第 32 条　（略）
(会計区分) 第 35 条　（略）	(会計区分) 第 33 条　（略）
(総計予算主義の原則) 第 36 条　（略）	(総計予算主義の原則) 第 34 条　（略）

（予算の調整及び議決） 第 37 条　（略）	（予算の調整及び議決） 第 35 条　（略）
（収支予算の区分） 第 38 条　（略）	（収支予算の区分） 第 36 条　（略）
（予備費） 第 39 条　（略）	（予備費） 第 37 条　（略）
（補正予算・暫定予算等） 第 40 条　（略）	（補正予算・暫定予算等） 第 38 条　（略）
（支出の方法） 第 41 条　（略）	（支出の方法） 第 39 条　（略）
（決算関係書類） 第 42 条　理事長は、毎会計年度の決算関係書類を監事の監査に付し、当該監事の意見書を添付して、次の通常予算を議する会議までに総代会の承認を受けなければならない。 （削除）	（決算及び財産目録等） 第 40 条　理事長は、毎会計年度決算及び財産目録を監事の監査に付し、その意見を付けて、次の通常予算を議する会議までに総代会の承認を受けなければならない。 ２　前項の規定により決算及び財産目録につき総代会の承認を受けるに当っては、理事長は、当該決算に係る会計年度中の事業報告を提出しなければならない。
（剰余金の処分） 第 43 条　（略）	（剰余金の処分） 第 41 条　（略）
（契約の方法） 第 44 条　（略）	（契約の方法） 第 42 条　（略）
（余裕金の運用） 第 45 条　（略） 一～五　（略）	（余裕金の運用） 第 43 条　（略） ２（略） 1　金融機関への預貯金 2　信託業務を含む銀行又は信託会社への金銭信託 3　国債証券、地方債証券、政府保証債券、又

	は農林中央金庫若しくはその他の金融機関の発行する債券の取得 4　特別の法律により設立された法人の発行する債券の取得 5　貸付信託の受益証券の取得
（一時借入金） 第46条　（略）	（一時借入金） 第44条　（略）
	（出納整理期限） 第45条　（略）
（削除）	
（財務状況の公表） 第47条　（略）	（財務状況の公表） 第46条　（略）
（会計に関する細則） 第48条　（略）	（会計に関する細則） 第47条　（略）
第6章　事業の施行	第6章　事業の施行
（工事の施工方法等） 第49条　（略）	（工事の施工方法等） 第48条　（略）
（一時利用地の指定及び使用収益の停止の通知等） 第50条　（略）	（一時利用地の指定及び使用収益の停止の通知等） 第49条　（略）
（一時利用地の指定等に伴う補償等） 第51条　（略）	（一時利用地の指定等に伴う補償等） 第50条　（略）
（農用地利用集積計画作成の申出） 第52条　農業経営基盤強化促進法第18条第5項の規定に基づく農用地利用集積計画の作成の申出は、理事会が換地委員会の意見に基づき定めるものとする。	（新規）
（換地計画書の策定） 第53条　（略）	（換地計画書の策定） 第51条　（略）
（削除）	（精算金）

	第52条　換地計画において定める徴収又は交付すべき清算金額は、従前の土地の評定価額に換地の評定価額総額と従前の土地の評定価額総額との差額を従前の土地の地積に比例して得た額を加えて得た額と換地の評定価格の差額とする。
（従前の土地の地積等） 第54条　換地交付の基準とすべき従前の土地各筆の地積及び定款第33条第2項に規定する土地の地積は、当該土地改良事業に係る計画の概要の公告の日における登記簿地積によるものとする。 ２（略）	（従前の土地の地積等） 第53条　換地交付の基準とすべき従前の土地各筆の地積及び定款第24条第3項に規定する土地の地積は、平成　　年　　月　　日現在の土地原簿に掲げられた地積によるものとする。 ２（略）
第7章　基本財産 （基本財産の目的） 第55条　（略）	第7章　基本財産 （基本財産の目的） 第54条　（略）
（基本財産の種類） 第56条　（略） 一～三（略）	（基本財産の種類） 第55条　（略） 1 山林、宅地及びその従物 2 基本財産積立金 ア（略） イ（略） 3 基本財産の運用により取得し、又は基本財産のために寄付された有価証券
（基本財産積立金の積立） 第57条　（略） 一・二（略）	（基本財産積立金の積立） 第56条　（略） 1 備荒積立金総代会で定めた額 2 事業積立金年次積立計画による額
（基本財産の管理） 第58条　基本財産に属する現金は、理事会の議決により、第45条第2項に掲げる方法のうち最も確実かつ効率的な方法により保管又は運用しなければならない。	（基本財産の管理） 第57条　基本財産に属する現金は、理事会の議決により、第43条第2項に掲げる方法のうち最も確実かつ効率的な方法により保管又は運用しなければならない。

（運用益金の処理） 第 59 条　（略）	（運用益金の処理） 第 58 条　（略）
（基本財産積立ての停止） 第 60 条　（略）	（基本財産積立ての停止） 第 59 条　（略）
（基本財産の処分） 第 61 条　（略）	（基本財産の処分） 第 60 条　（略）
（基本財産積立金の一時運用） 第 62 条　理事長は、一般会計又は特別会計予算の支出をするため、理事会の議決を経て基本財産積立金を第 58 条の規定にかかわらず一時運用することができる。 ２　（略）	（基本財産積立金の一時運用） 第 61 条　理事長は、一般会計又は特別会計予算の支出をするため、理事会の議決を経て基本財産積立金を第 57 条の規定にかかわらず一時運用することができる。 ２　（略）
（基本財産台帳） 第 63 条　（略） 第 8 章　補則	（基本財産台帳） 第 62 条　（略） 第 8 章　補則
（電磁的方法） 第 64 条　定款 53 条第 1 項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。 一　電子メールによる方法 二　磁気ディスク、ＣＤ－ＲＯＭ等を交付する方法 ２　定款第 55 条第 2 項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。 一　電子計算機に備えられたファイル 二　磁気ディスク、ＣＤ－ＲＯＭ等 ３　前 2 項に規定するもののほか電磁的方法又は電磁的記録の利用に関する細目は、理事会が定める。	（新設）
（組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金） 第 65 条　（略）	（組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金） 第 63 条　（略）
（削除）	（投票区）

	第 64 条　総代選挙の投票区は、別表による。
（補償） 第 66 条　（略）	（補償） 第 65 条　（略）
（施設の破損等の報告） 第 67 条　組合員及び准組合員等は、工作物その他の施設について破損その他修繕を要する箇所があることを発見したときは、速やかに、土地改良区に報告しなければならない。	（施設の破損等の報告） 第 66 条　組合員は、工作物その他の施設について破損その他修繕を要する箇所があることを発見したときは、すみやかに、土地改良区に報告しなければならない。
（農地転用等に伴う処理） 第 68 条　この土地改良区の地区内の農地等が転用される場合において、農地法施行規則第 30 条第６項又は第 57 条の２第２項第３号の規定による意見は、転用団地の面積が、３ha 未満のときは理事長、３ha 以上 10ha 未満のときは理事会、10ha 以上のときは総代会で決する。 ２（略）	（農地転用等に伴う処理） 第 67 条　この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第 26 条第６項及び同規則第 48 条第２項第３号の規定による意見は、転用団地の面積が、3 ヘクタール未満にあっては理事長、3 ヘクタール以上、10 ヘクタール未満にあっては理事会、10 ヘクタール以上にあっては総代会で決する。 ２（略）
（削除）	別表（第 64 条関係）　（略）

附　則

10　この改正規約は、令和２年４月１日から施行する。

議案第８号

長野県神川沿岸土地改良区利水調整規程の制定について

長野県神川沿岸土地改良区規約を、次のとおり制定したいので議決を求める。

令和２年３月１０日　提　出
令和２年３月　　日　議　決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長　小　市　邦　夫

長野県神川沿岸土地改良区利水調整規程

第１章　総　則

（趣旨）

第１条　この土地改良区における神川から取水する農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

（適用範囲）

第２条　この規程については、土地改良事業計画（菅平地区）の用水受益地について適用するものとする。

（原則）

第３条　この土地改良区は、気象、水象、かんがい及び地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者（以下「耕作者等」という。）への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

第４条　耕作者等は、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

（用排水調整委員会）

第５条　用排水調整委員会は、農業用水の利用の調整を図るため、次の事項を行う。

一　配水計画の作成に関する理事会の諮問に対する答申。

二　用水期間中の利水の調整に関すること。

三　その他の事項。

第２章　配水計画

（配水計画）

第６条　理事会は、この規程に基づき、毎年度、配水計画を定めるものとする。

２　前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　頭首工における最大取水量及び取水期間

二　その他必要な事項

（諮問及び答申）

第７条　理事会は、配水計画を定めようとするときは、９月末日までに用排水調整委員会に諮問しなければならない。

２　用排水調整委員会は、前項の諮問に応じて、12 月末日までに答申するものとする。

（意見聴取）

第８条　用排水調整委員会は、配水計画の案の作成に当たり、10 月末日までに、耕作者等から聴き取り等を行い、翌年度の用水期間等についての意向を把握するものとする。

（周知）

第９条　理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、区報、定款第６条による公告その他の方法により組合員に周知するものとする。

第３章　用水期間中の対応

（渇水時等の対応）

第 10 条　渇水時等における通水制限等については、用排水調整委員会に諮った上で、理事会が決定するものとする。なお、急を要する場合にあっては理事会が決定し、後日用排水調整委員会に報告するものとする。

（問合せ先）

第 11 条　農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、事務局とする。

附　則（令和２年３月　　日議決）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

配水計画　神川沿岸の吉田堰外14用水における最大取水量及び取水期間

令和2年2月1日 作成

取水口（堰名）	受益面積（水田）（畑）（合計）ha	取水期間及び取水量（㎥/s）		
		期間	期間	期間
		しろかき期	普通かんがい期	非かんがい期
神川左岸幹線用水	84.9 453.9 538.8	5月11日から 5月25日まで 0.297	5月26日から 9月30日まで 0.550	10月1日から 翌5月10日まで 0.100
山吹堰	3.6 3.6	5月16日から 5月20日まで 0.024	5月21日から 9月25日まで 0.015	9月26日から 翌5月15日まで 0.010
内ノ原	6.1 6.1	5月16日から 5月25日まで 0.030	5月26日から 9月30日まで 0.028	10月1日から 翌5月15日まで 0.010
窪・小西堰	27.1 27.1	5月16日から 5月25日まで 0.166	5月26日から 9月30日まで 0.175	10月1日から 翌5月15日まで 0.048
横尾堰	54.8 54.8	5月16日から 5月20日まで 0.325	5月21日から 9月25日まで 0.224	9月26日から 翌5月15日まで 0.058
吉田堰	291.7 291.7	5月16日から 5月25日まで 1.442	5月26日から 9月30日まで 1.409	10月1日から 翌5月15日まで 0.444
堀越堰	80.6 12.5 93.1	5月11日から 5月20日まで 0.902	5月21日から 9月30日まで 0.686	10月1日から 翌5月10日まで 0.197
新屋堰	74.2 8.5 82.7	5月11日から 5月20日まで 0.646	5月21日から 9月30日まで 0.448	10月1日から 翌5月10日まで 0.170
林之郷堰	42.8 42.8	5月16日から 5月20日まで 0.337	5月21日から 9月25日まで 0.230	9月26日から 翌5月15日まで 0.082
岩門堰	58.7 58.7	5月16日から 5月20日まで 0.363	5月21日から 9月25日まで 0.230	9月26日から 翌5月15日まで 0.082
大屋堰	37.7 37.7	5月16日から 5月20日まで 0.381	5月21日から 9月25日まで 0.295	9月26日から 翌5月15日まで 0.088
常田堰	11.3 11.3	5月16日から 5月25日まで 0.280	5月26日から 9月30日まで 0.275	10月1日から 翌5月15日まで 0.032
岩下堰	13.4 13.4	5月16日から 5月20日まで 0.112	5月21日から 9月25日まで 0.087	9月26日から 翌5月15日まで 0.025
久保堰	3.6 3.6	5月16日から 5月20日まで 0.057	5月21日から 9月25日まで 0.051	9月26日から 翌5月15日まで 0.010
合計	790.5 474.9 1,265.4	5.362	4.703	1.356

平成28年1月1日 現在

※令和8年3月31日までの水利使用規則による最大取水量を記載

議案第９号

長野県神川沿岸土地改良区監査細則の全部改正（案）について

長野県神川沿岸土地改良区監査細則の全部を、次のとおり制定したいので議決を求める。

令和２年３月１０日　提　出
令和２年３月　　日　議　決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長　小　市　邦　夫

長野県神川沿岸土地改良区監査細則

（趣旨）

第１条　この土地改良区の業務及び財産状況の監査については、法令、定款及び規約に定めるものの外この細則の定めるところによる。

（監査の執行）

第２条　監事は、土地改良事業計画及び予算が適正かつ能率的に執行されているかを検討し、土地改良区運営の民主化、能率化に資する趣旨に基づいて監査を執行するものとする。

（業務の分担）

第３条　監事は、協議の上監査の実施について、各監事の分担を定めることができる。ただし、このことにより、各監事の職務上の権限及び責任が変更されることはない。

（監査の種類）

第４条　監査は、定期監査及び臨時監査とする。

２　定期監査は毎事業年度２回行うものとする。

３　臨時監査は、次の場合行うものとする。

一 監事が必要と認めた場合

二 理事長の更迭の場合

三 行政庁の指示があった場合

（監査の通知）

第５条　監査を執行する場合は、あらかじめその期日、施行箇所、監査事項等を理事長に通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合はこの限りでない。

（監査補助）

第６条　監事は、理事と協議の上、必要と認める職員等をして、監査に関し監事の補助に当たらせることができる。

（監査資料の提出等）

第７条　監事は、理事に対し諸帳簿、証拠書類、物件、現金及び有価証券の提示その他監査に必要な資料の提出を求め、かつ、必要と認める事項につき理事その他の責任者の立会又は説明を求めることができる。

（監査内容）

第８条　業務状況の監査は、概ね次の事項について実施するものとする。

一 法令、定款、規約等と事務の執行との適合状況

二 財務計画と予算編成との適合状況

三 土地改良事業計画とその執行との適合状況

四 予算執行と事業執行との適合状況

五 労務の需給及び資材の入手計画と土地改良事業計画との適合状況

六 関係諸機関との連絡協議の状況

七 その他監査上必要と認める事項

第９条　財産の状況の監査は、概ね次の事項について実施するものとする。

一 収入の調定、徴収及び滞納整理の状況

二 予備費の充用及び予算流用の適否

三 歳計現金、歳計外現金及び預貯金の出納保管に関する状況

四 借入金に関する状況

五 財産の管理状況

六 その他必要と認める事項

（監査簿及び監査報告）

第 10 条　監事は、別紙様式による監事監査簿を設け、監査のてん末及び監査の結果について記録するものとする。

２　監事は、監査を終了したときは、速やかにその結果を総代会及び理事会に文書により報告し、かつ、意見を述べなければならない。この場合、監事会協議を経るものとする。

３　監事は、前項の規定による意見のうち、必要な処置を求めたものについては、理事にその措置経過の報告を求めるものとする。この場合において、必要と認める事項については、文書による報告を求めるものとする。

（外部への公表）

第 11 条　監事は、監事会の協議を経た後でなければ、検査の結果を外部に表示しないものとする。

（立会い）

第 12 条　監事は、関係機関の監査又は検査が実施されるときは、立ち会わなければならない。

付　則（令和２年３月　　日議決）

この細則は、令和２年４月１日から施行する。

議案第10号

令和２年度　主な事業計画（案）について

令和２年度長野県神川沿岸土地改良区の主な事業計画を、次のとおり議決を求める。

令和２年３月１０日　提 出

令和２年３月　　日　議 決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長　小　市　邦　夫

令和２年度　主な事業　　（単位：千円）

業務名	項　目	事業費	財源内訳			備　考
			国・県	市	改良区	
県営かんがい排水事業	菅平地区	補助分 394,200 (504,000) (2,150,000)	国 197,100 県 157,313	上田市 16,494 東御市 7,379	15,965	()内は全体事業費
土地改良施設維持管理適正化事業	堀越堰畑かん地区 (H28事業実施)	1,944 (32,400)	国 県	上田市 1,944 (9,720)	0	５年目／５年
県単農業農村基盤整備事業	大屋堰地区	5,000	県 2,000	上田市 2,500	500	水路改修工事 L＝8m
県単農業農村基盤整備事業	中吉田地区	6,000	県 2,400	上田市 3,000	600	畑かん 制御盤更新 N＝1式
合　　計		407,144	358,813	31,317	17,065	

議案第11号

令和２年度 賦課金の賦課基準及び賦課徴収（案）について

令和２年度賦課金の賦課基準及び賦課徴収の方法は、次のとおり議決を求める。

令和２年３月１０日　提 出
令和２年３月　　日　議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長　小　市　邦　夫

記

１　賦課基準

(1)経常賦課金10アール当たり　　1,000 円

(2)特別賦課金10アール当たり

・ダム維持管理費　　1,000 円

・左岸幹線水路水門維持管理費　　600 円

・吉田堰水門維持管理費　　300 円

※ ただし、受益農地の合計面積が100㎡未満の組合員等には賦課しない。

２　賦課基準日　　令和 ２年 ４月 １日

３　賦課徴収期限及び賦課金額

(1) 徴　収　期　限　　令和 ２年 ６月 ３０日

(2) 徴　収　金　額　　25,715 千円　（経常費・ダム費・左岸水路費・吉田堰費）

議案第12号

令和２年度　現金の預入先指定（案）について

令和２年度における、長野県神川沿岸土地改良区の現金の預入先を、次のとおり指定したいので議決を求める。

令和２年３月１０日　提 出

令和２年３月　　日　議 決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長　小　市　邦　夫

記

1 信州うえだ農業協同組合　本所

2 信州うえだ農業協同組合　真田支所

3 八十二銀行　上田支店

4 上田信用金庫　本店営業店

5 長野県信用組合　神科支店

6 ゆうちょ銀行

議案第13号

令和２年度 一般会計歳入歳出予算（案）について

令和２年度 長野県神川沿岸土地改良区一般会計歳入歳出予算は、次のとおり議決を求める。

令和２年３月１０日　提 出
令和２年３月　　日　議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長　小　市　邦　夫

歳　入　歳　出　総　括　表

１．歳入の部

（単位：千円）

科　　目	本年度予算額	前年度予算額	比較		附　記
			増	減	
１．組合費	25,715	25,818		103	賦課金
２．補助金	14,844	10,484	4,360		長野県・上田市・東御市
３．分担金	1,100	3,100		2,000	県単事業地元分担金
４．繰入金	15,967	16,251		284	農転特別会計
５．雑収入	352	337	15		所有地賃借料他
６．過年度収入	100	100			
７．交付金	9,312	8,880	432		県企業局
８．繰越金	7,410	6,962	448		
歳　入　合　計	74,800	71,932	2,868		

２．歳出の部

（単位：千円）

科　　目	本年度予算額	前年度予算額	比較		附　記
			増	減	
１．事務費	15,039	14,490	549		
２．選挙費	2,032	6	2,026		総代選挙
３．事務所費	380	380			
４．財産費	2,976	2,901	75		水門維持管理積立繰出金
５．負担金及び分担金	18,009	22,793		4,784	県営かんがい排水事業他
６．維持管理費	34,561	29,809	4,752		ダム管理費負担金他
７．諸支出金	803	553	250		役員選任
８．予備費	1,000	1,000			
歳　出　合　計	74,800	71,932	2,868		

一 般 会 計 歳 入 歳 出 予 算 説 明 書

1.歳入の部

（単位：千円）

科目 款	科目 項	科目 目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	附記
1．組合費			25,715	25,818		103	
	1．賦課金		25,715	25,818		103	
		1．経常賦課金	11,544	11,590		46	
		2．特別賦課金	14,171	14,228		57	ﾀﾞﾑ費 10,986千円 吉田堰水門管理費 797千円 左岸水門管理費 2,388千円
2．補助金			14,844	10,484	4,360		
	1．補助金		14,844	10,484	4,360		
		1．県補助金	4,400	2,400	2,000		県単農業農村基盤整備事業 （大屋堰地区・中吉田地区）
		2．市経常補助金	3,000	3,140		140	上田市 2,000千円 東御市 1,000千円
		3．市事業補助金	7,444	4,944	2,500		上田市 7,444千円 東御市 0千円
3．分担金			1,100	3,100		2,000	
	1．分担金		1,100	3,100		2,000	
		1．分担金	1,100	3,100		2,000	県単事業
4．繰入金			15,967	16,251		284	
	1．繰入金		15,967	16,251		284	
		1．農地転用決済金会計繰入金	15,965	16,249		284	県営菅平ダムかんぱい事業
		2．左岸幹線水路管理組合繰入金	1	1			
		3．吉田堰管理組合繰入金	1	1			
5．雑収入			352	337	15		
	1．雑収入		352	337	15		
		1．加入金	1	1			
		2．預金利子	1	1			
		3．賦課金督促手数料及び延滞金	50	50			
		4．その他収入	300	285	15		賃借料等
6．過年度収入			100	100			
	1．未収賦課金		100	100			
		1．未収賦課金	100	100			過年度未収金
7．交付金			9,312	8,880	432		
	1．県交付金		9,312	8,880	432		
		1．水門管理交付金	9,312	8,880	432		長野県企業局
8．繰越金			7,410	6,962	448		
	1．繰越金		7,410	6,962	448		
		1．繰越金	7,410	6,962	448		
歳入合計			74,800	71,932	2,868		

２.歳出の部

（単位：千円）

科目 款	科目 項	科目 目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	附記
１．事務費			15,039	14,490	549		
	１．事務費		13,216	12,672	544		
		1. 役員報酬	1,060	1,060			理事・監事15人
		2. 給与及び賃金	6,670	6,550	120		職員3人他
		3. 旅　費	70	500		430	職員・役員等
		4. 諸手当	1,200	1,170	30		職員3人
		5. 総代手当	486	486			総代81人
		6. 実費弁償費	850	850			理事・監事・堰組合長・滞納整理
		7. 備品費	300	300			パソコン周辺機器　書類収納ラック
		8. 消耗品費	150	150			事務用品　公用車タイヤ交換
		9. 印刷費	350	350			区報・封筒
		10. 通信運搬費	300	300			通知書・区報・電話等
		11. 理事長交際費	60	60			慶弔費
		12. 役員会議費	50	50			
		13. 食糧費	20	20			
		14. 情報宣伝費	20	20			
		15. 研修及び厚生費	50	50			
		16. 委託料	1,030	350	680		賦課・会計システム保守 ・ホームページ
		17. 雑費	100	80	20		
		18. 燃料費	50	50			公用車ガソリン代
		19. 使用料	400	276	124		コピー機・複式ソフトリース料 セキュリティ対策機器リース他
	２．諸　費		1,320	1,320			
		1. 年金及び保険料	1,320	1,320			職員3人　賠償、損害保険料　公用車
	３．総代会費		503	498	5		
		1. 会議費	10	5	5		
		2. 実費弁償費	203	203			総代81人×@2,500円×1回
		3. 消耗品費	20	20			
		4. 印刷費	200	200			総代会資料
		5. 通信運搬費	50	50			資料送付
		6. 雑　費	20	20			

科目 款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	附記
2．選挙費			2,032	6	2,026		
	1．総代選挙費		2,032	6	2,026		
		1．報酬	502	1	501		投票管理者　選挙長　立会人
		2．職員手当	1,020	1	1,019		投・開票所事務従事者外
		3．旅　費	10	1	9		
		4．需用費	200	1	199		消耗品　印刷製本費
		5．役務費	250	1	249		通信運搬費
		6．使用料及び賃借料	50	1	49		会場使用料
3．事務所費			380	380			
	1．管理費		380	380			
		1．賃借料	10	10			
		2．修繕料	120	120			
		3．光熱費	250	250			事務所経費負担金
4．財産費			2,976	2,901	75		
	1．退職給与金繰出金		50	50			
		1．退職給与金繰出金	50	50			
	2．維持管理費繰出金		2,925	2,850	75		
		1．左岸幹線繰出金	2,192	2,100	92		
		2．吉田堰繰出金	733	750		17	
	3 転用決済金繰出金		1	1			
		1．転用決済金繰出金	1	1			
5．負担金及び分担金			18,009	22,793		4,784	
	1．負担金		100	100			
		1．諸負担金	100	100			保険協会3　損保27　土連40
	2．分担金		17,909	22,693		4,784	
		1．事業分担金	17,909	22,693		4,784	県営かんがい排水事業他

科目 款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	附記
6．維持管理費			34,561	29,809	4,752		
	1．管理費		33,561	27,809	5,752		
		1. 菅平ダム管理費負担金	13,211	12,639	572		県企業局
		2. 水門管理費	4,050	4,020	30		各堰組合交付金
		3. 水路等補修費	4,000	3,000	1,000		災害復旧
		4. 工事請負費	12,000	8,000	4,000		県単事業（大屋堰地区・中吉田地区）ほか
		5. 消耗品費	200	120	80		
		6. 役務費	100	30	70		
	2．委託料		1,000	2,000		1,000	
		1. 委託料	1,000	2,000		1,000	土地改良事業設計等委託料
7．諸支出金			803	553	250		
	1．手数料		350	350			
		1. 賦課金徴収手数料	350	350			総代　賦課金通知書配付手数料他
	2．雑支出金		453	203	250		
		1. 事業推進費	350	100	250		理事・監事・総代打合せ会他
		2. 賦課金徴収促進費	63	63			
		3. 雑支出	40	40			
8．予備費			1,000	1,000			
	1．予備費		1,000	1,000			
		1. 予備費	1,000	1,000			
歳出合計			74,800	71,932	2,868		

議案第14号

令和２年度 農地転用決済金特別会計歳入歳出予算（案）について

令和２年度 長野県神川沿岸土地改良区農地転用決済金特別会計歳入歳出予算は、次のとおり議決を求める。

令和２年３月１０日　提 出
令和２年３月　　日　議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長　小　市　邦　夫

歳　入　歳　出　予　算　書

１．歳入の部

（単位：千円）

科目 款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	附記
１．決済金			1,000	1,000			
	１．決済金		1,000	1,000			
		1．農地転用決済金	1,000	1,000			
２．繰入金			1	1			
	１．繰入金		1	1			
		1．一般会計繰入金	1	1			
３．雑収入			10	10			
	１．雑収入		10	10			
		1．預金利子他	10	10			
４．繰越金			55,401	58,016		2,615	
	１．繰越金		55,401	58,016		2,615	
		1．前年度繰越金	55,401	58,016		2,615	
歳入合計			56,412	59,027		2,615	

２．歳出の部

（単位：千円）

科目 款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	附記
１．繰出金			15,965	16,249		284	
	１．繰出金		15,965	16,249		284	
		1．一般会計繰出金	15,965	16,249		284	県営かんがい排水事業改良区負担分
２．予備費			40,447	42,778		2,331	
	１．予備費		40,447	42,778		2,331	
		1．予備費	40,447	42,778		2,331	
歳出合計			56,412	59,027		2,615	

議案第15号

令和２年度 職員退職給与金特別会計歳入歳出予算（案）について

令和２年度 長野県神川沿岸土地改良区職員退職給与金特別会計歳入歳出予算は、次のとおり議決を求める。

令和２年３月１０日　提 出
令和２年３月　　日　議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長　小　市　邦　夫

歳　入　歳　出　予　算　書

１．歳入の部

（単位：千円）

科目 款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	附記
１．繰入金			50	50			
	１．繰入金		50	50			
		1．一般会計繰入金	50	50			
２．繰越金			700	650	50		
	１．繰越金		700	650	50		
		1．前年度繰越金	700	650	50		
歳入合計			750	700	50		

２．歳出の部

（単位：千円）

科目 款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	附記
１．退職給与金			750	700	50		
	１．退職給与金		750	700	50		
		1．職員退職給与金	750	700	50		
歳出合計			750	700	50		

議案第16号

令和２年度 左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金 特別会計歳入歳出予算（案）について

令和２年度 長野県神川沿岸土地改良区左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計歳入歳出予算は、次のとおり議決を求める。

令和２年３月１０日　提 出
令和２年３月　　日　議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長　小　市　邦　夫

歳　入　歳　出　予　算　書

１．歳入の部

（単位：千円）

科目 款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	附記
１．繰入金			2,925	2,850	75		
	１．繰入金		2,925	2,850	75		
		1．一般会計繰入金左岸	2,192	2,100	92		左岸幹線水路
		2．一般会計繰入金吉田	733	750		17	吉田堰
2．繰越金			14,625	11,943	2,682		
	1．繰越金		14,625	11,943	2,682		
		1．前年度繰越金　左岸	5,945	3,965	1,980		左岸幹線水路
		2．前年度繰越金　吉田	8,680	7,978	702		吉田堰
歳　入　合　計			17,550	14,793	2,757		

２．歳出の部

（単位：千円）

科目 款	項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	附記
１．繰出金			2	2			
	１．繰出金		2	2			
		1．一般会計繰出金左岸	1	1			
		2．一般会計繰出金吉田	1	1			
2．維持管理費			17,548	14,791	2,757		
	１．管理費		17,548	14,791	2,757		
		1．左岸幹線水門管理費	8,136	6,064	2,072		左岸水路運営協議会
		2．吉田堰水門管理費	9,412	8,727	685		吉田堰管理組合
歳　出　合　計			17,550	14,793	2,757		